

平生町告示第91号

令和3年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月25日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和3年3月8日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和3年 第2回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和3年3月8日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和3年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第3号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第4号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第5号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第6号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第7号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第8号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第9号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第10号 令和3年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和3年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平生町交通指導員設置条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第18号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 平生町福祉施設条例
- 日程第24 議案第22号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第25号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
日程第28 議案第26号 第五次平生町総合計画基本構想の策定について
日程第29 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第30 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
日程第31 議案第29号 工事請負契約の締結について
日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第33 予算特別委員会の設置
日程第34 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第3号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第6 議案第4号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
日程第7 議案第5号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
日程第8 議案第6号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
日程第9 議案第7号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第10 議案第8号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第11 議案第9号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第12 議案第10号 令和3年度平生町一般会計予算
日程第13 議案第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第14 議案第12号 令和3年度平生町下水道事業特別会計予算
日程第15 議案第13号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
日程第16 議案第14号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
日程第17 議案第15号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第18 議案第16号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第19 議案第17号 平生町交通指導員設置条例を廃止する条例
日程第20 議案第18号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正
する条例

- 日程第21 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第21号 平生町福祉施設条例
日程第24 議案第22号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第25 議案第23号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第26 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第25号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
日程第28 議案第26号 第五次平生町総合計画基本構想の策定について
日程第29 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第30 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
日程第31 議案第29号 工事請負契約の締結について
日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第33 予算特別委員会の設置
日程第34 委員会付託

出席議員（12名）

1 番 中丸 和則君	2 番 中村 武央君
3 番 中本 敦子さん	5 番 松本 武士君
6 番 赤松 義生君	7 番 河藤 泰明君
8 番 岩本ひろ子さん	9 番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	中尾 和正君
地域振興課長	……………	友田 隆君	町民福祉課長	……………	淵上 万理子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	高岡 浩行君	学校教育課長	……………	河島 建君
社会教育課長	……………	三村 直子さん	総務課主幹	……………	横田 佳幸君
総務課財務班長	……………	久保 秀幸君			

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第119条第9項の規定による令和2年度定期監査報告、及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の

説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。委員会室で全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは御移動をお願いいたします。再開は全員協議会終了後といたします。

午前9時02分休憩

午前9時16分再開

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和3年第2回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様全員の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

3月に入り、寒さも和らいでまいりました。日ごとに春が近づいてくるのが感じられ、桜の開花の便りももうすぐ聞かれるのではないかと思う今日このごろであります。

さて、昨年1月から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスですが、感染者数は、全世界で1億1,400万人、我が国においても、43万人を超えており、いまだに収束する気配がありません。今年に入ってから、10都府県に発令された緊急事態宣言は、6府県で、先月末で解除されましたが、首都圏の1都3県では、今月21日まで期限が延長されたところです。

この新型コロナウイルス感染症の収束に向けた切り札と期待されるワクチン接種が、わが国でも始まりました。現在は、医療関係者に向けて先行接種が行われているところです。

来月からは、65歳以上の高齢者に対してワクチン接種が始まる予定ですが、対象者が全国で約3,600万人と今までにない規模であり、ワクチンの供給時期や供給量など不透明な部分も多く、具体的な接種準備が進められない状況となっており、苦慮しているところです。ただいまのところ、高齢者のワクチン接種は、集団接種を基本とし、町内医療機関に協力をいただきながら、個別接種も並行して実施することを考えております。また、高齢者で基礎疾患がある方は、かかりつけ医に相談の上、接種いただきたいと考えております。ワクチン接種についての情報については、随時お伝えしてまいりたいと考えております。

昨年11月から急激に感染者が拡大した山口県にあって、本町は、阿武町と並んでいまだ感染者数が0人となっています。これは、住民の皆さんを初め、町内の医療機関、高齢者施設など関係者の皆さんの不断の努力の賜物だと思っております。少しでも早く住民の皆さんが、安心して日常を過ごすことができるよう、円滑なワクチン接種に向けて最大限の努力をしてまいります。

これから年度末、年度初めといった、人の移動が多くなる時期を迎えますが、これまで同様にマスクの着用、手指の消毒、三密の回避など、新しい生活様式の実践に取り組んでいただきますよう御協力をお願いいたします。この冬も季節性インフルエンザの流行が懸念されておりましたが、マスクの着用、手を洗うといった基本的な感染予防に多くの方が取り組んだおかげで流行が発生することなく現在に至っていると考えております。日常生活の中での感染予防に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

今月の11日には、東日本大震災から10年の節目を迎えます。先月13日には、余震とみられる震度6強の地震が発生いたしました。「災害は忘れたころにやってくる」と申しますが、最近では、災害は忘れる前にやってきます。地震災害だけでなく風水害、土砂災害などあらゆる事態を想定した対策が必要です。新年度には、本町の災害対応のかなめとなる新庁舎の建設が、いよいよ始まります。新庁舎を使用した新しい危機管理体制についても考えていく必要があります。

それでは、行政報告に入ります前に、本定例会に提案しております令和3年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況などを御報告申し上げたいと思います。

政府は、1月に閣議決定した令和3年度の我が国の経済見通しにおいて、「持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルスの感染拡大前を下回った状態にあり、経済の回復は道半ばである」とし、令和2年度は、マイナス0.6%となる見込みの消費者物価については、プラス0.4%程度と緩やかに上昇するものと見込んでいます。また、マイナス5.2%程度と落ち込んだ、実質GDP成長率は、プラス4%程度と見込み、令和3年度内には新型コロナウイルスの感染拡大前の水準に回帰するとしています。

そうした中で編成された国の令和3年度の当初予算は、前年度対比3.8%増の106兆6,097億円で、社会保障費や新型コロナウイルス対策の費用の増加により、過去最大だった令和2年度予算額を大幅に超え、9年連続で前年度を上回る規模となっています。

続いて、県の予算についてです。山口県は、2月16日に新年度当初予算を発表しております。新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備といった対策を切れ目なく講じるため、2月補正予算と一体の15カ月予算として編成されており、新型コロナウイルス対策を最重要課題とした上で、「コロナによるピンチを成長のチャンスにつなげる」として、デジタル改革を推進するものとなっています。一般会計の総額は、前年度対比11.7%増の7,528億9,300万円。2年ぶりの増額編成であり、過去10年間で最大規模となっています。

次に本町の予算編成について申し上げます。令和3年度は、第五次平生町総合計画の初年度となることから、基本構想に掲げる町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、明るく輝く将来の姿を見据えた、次世代につながる取り組みを進めていく必要があります。

また、新庁舎整備事業、老朽化した公共施設の長寿命化対策、子供子育て支援・高齢化社会対策、デジタル化の推進など本町が抱える諸課題への解決に向けて、創意工夫と柔軟な発想により効率的に事業を推進し、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築を進めることに加えて、ポストコロナ禍における社会変容、価値観の変化を見据えて、新たな日常への移行など未来へつなぐ財政運営を行う必要があります。

以上のことから、新年度の予算編成テーマを「地域がひとが輝く魅力あるまちづくり」と定めて、第五次平生町総合計画の5つの基本目標を踏まえ、イタリアーノひらお推進事業を中心に地域資源を活用した地域ブランド戦略、少子高齢化対策を重点施策と位置づけ、予算編成を行いました。

資料としてお示しした「令和3年度当初予算の概要」では、新年度に取り組みます主な事業について、総合計画で決めました5つの基本目標ごとに整理しております。

まずは、1つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、産業振興や起業支援により新たな活力を創出し、本町で希望を持って働くことができる環境づくりに取り組むこととしております。また、観光振興や定住対策にも取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、子供を安心して産み、育てることができる環境づくりや教育を通じて豊かな人間性を育む人づくりに取り組むこととしております。

3つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、地域と行政が連携し、生涯にわたり誰もが安心できる暮らしづくりに取り組むこととしております。また、健康寿命の延伸にも引き続き取り組んでまいります。

4つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、自主防災力の向上や交通安全対策、空き家対策の推進により、安全で安心できる生活環境づくりに取り組むこととしております。また、快適な生活を支える基盤づくりに取り組んでまいります。

最後、5つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、行政に求められる役割を果たすことができる人材の確保と職員の教育に取り組むこととしております。また、協働のまちづくりや未来へつなぐ財政運営を目指した取り組みを行うこととしております。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど、新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

今年の年明けは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さまざまな行事が中止となりました。

例年、多くの方が参加されます大星山の初日の出イベントが中止となるほか、県下トップの開催となります平生町消防出初式、そして、成人式につきまして、中止させていただきました。

とくに成人式の中止は、新成人および関係者の皆様には寂しい思いをさせることになってしまったと感じております。この成人式につきましては、かわりのイベント開催を新成人の皆さんが希望されておられますので、是非とも応えていきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。ワクチン接種の円滑な実施に向けて、2月5日に平生町新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの設置をいたしました。2月18日には議会の御理解をいただき、地方創生臨時交付金関連予算やワクチン接種関連予算を盛り込んだ補正予算に対しまして御議決いただき、感染予防対策やワクチン接種に向けた準備を進めているところです。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。今年度も行政協力員アンケートを、149自治会の行政協力員さんに対して昨年の秋に実施いたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものであります。回収率につきましては、141自治会から回答をいただきまして、94.6%となっております。

今回の調査結果からは、60歳以上の行政協力員の割合が、68.8%という結果となっていることや、新型コロナウイルス感染症により、自治会総会は82.3%、清掃活動では56.0%の自治会が、通常どおりの開催ができていないといった状況がわかりました。また、記述式の意見や要望として26項目の記載があり、その他の自由意見としては、少子高齢化対策、人口減対策、空き家対策、自治会運営に対する不安など、自治会における差し迫った課題や現状が寄せられております。このアンケート内容につきましては、私をはじめ、職員間で内容を共有し、自由意見のあった行政協力員の方には、こちらからの説明や回答をさせていただきます。

お寄せいただきました貴重な御意見には、すぐに対応できるものや対応の難しいものなどさまざまなものがあります。行政協力員の皆様との情報交換ができたものと思いき、一定の成果があったものと考えております。なお、この内容につきましては、広報やホームページに掲載し、周知をしていくこととしております。

次に、第五次平生町総合計画の策定に向けた総合計画審議会の実施状況についてです。

第5回審議会を2月1日月曜日、第6回を2月17日水曜日に開催し、総合計画の基本構想案や実行計画案を承認していただきました。第5回および第6回審議会では、総合計画の基本構想案や実行計画案について、慎重審議、活発な議論がされ、2月22日には、総合計画審議会から基本構想、実行計画についての答申をいただきました。

今回の総合計画では、策定プロセスにおきまして、コロナ禍にかかわらず、多くの町民の皆さんに協力をいただきました。今後におきましても、町民の皆さんと一緒に、平生町の未来につながる総合計画の具現化に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ひらお産業まつりについて、報告いたします。今年度で第9回目となるひらお産業まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響で、屋外イベントは中止し、オンラインでの開催となりました。短い間での準備となり、実行委員会の皆さんには大変御苦勞が多かったと感じておりますが、専用で開設したホームページの視聴者も1,000人以上と伺っており、同じくオンライン開催させていただいた、イタリアーノひらおフェスタとともに多くの皆さんに御視聴をいただいたところでございます。

私も先月行われましたこの祭りの反省会に参加させていただきましたが、オンライン開催ならではの視聴者からのメールが紹介されました。通常では参加がかなわない遠方の方からも励ましのメールをいただいております、町としても、とても元気をいただいたと感じております。来年度こそは、澄み切った秋空のもと、第10回目となるひらお産業まつりが開催されることを願っております。

次に先日開催いたしましたオリーブ植樹イベントについてです。2月27日土曜日に阿多田オリーブパークで実施いたしましたオリーブ植樹イベントについては、前日までの雨で開催が心配されましたが、小松山口県副知事の御臨席のもと無事に実施することができました。当日は副知事の記念植樹の後、事前申し込みのあった約100人の方に植樹をしていただきました。今年度のイベントは新型コロナウイルス感染症の影響で、ことごとく中止、延期となっただけに、短い間ではありましたが、御来場の皆さんは大変楽しそうに植樹作業を行っておられたことはとても印象的でした。

住民の皆さんにイタリアーノひらおを体感していただけるイベントの実施は昨年度からの私の悲願でありましただけに、住民の皆さんとのふれあいの時間を持てたことはとても有意義なものとなりました。今後とも「イタリアーノひらお」の合い言葉のもと、さまざまなまちづくり施策を住民の皆さんと共に進めてまいりたいと考えております。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告させていただきました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 皆様、おはようございます。

それでは、12月定例議会以降の教育行政についての、進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、平生町教育大綱及び平生町教育振興基本計画について御報告いたします。今年度に入りまして、各定例議会の行政報告において、今年度は平生町教育大綱及び平生町教育振興基本計画の見直しを行う年であること、そして時々の進捗状況を御報告してきたところでございます。このたびパブリック・コメントを終え、その結果を踏まえた総合教育会議、策定庁内委員会、策定

懇話会を経まして大綱そして、基本計画を策定することができました。策定いたしました大綱と基本計画については、3月議会最終日に議員の皆様へ御報告し、その後、ホームページを通じて広く公表していく予定でございます。

次に第三次平生町子ども読書活動推進計画について御報告いたします。平成26年2月に策定いたしました第二次子ども読書活動推進計画の計画期間満了に伴い、子供たちの読書活動の一層の推進を目指して、第三次平生町子ども読書活動推進計画の策定を進めてまいりました。本計画期間は、総合計画及び大綱、基本計画との整合性を図ることから、令和3年度から令和7年度までの5年間としておまして、こちらもすでにパブリックコメントを終了し、策定することができたところです。

また、平生町スポーツ推進計画についてですが、国のスポーツ基本法に基づき平成26年3月に策定した計画期間を10年間とする平生町スポーツ推進計画につきまして、今年度、中間見直しを行い、社会情勢の変化や、本町の現状と課題を踏まえて内容を改定いたしました。こちらも、今回の見直しを機に、大綱、基本計画に合わせて、その期間を令和7年度までと2年延長しております。

この第三次平生町子ども読書活動推進計画と平生町スポーツ推進計画につきましても、大綱や基本計画と同様に、3月議会最終日に議員の皆様へ御報告し、その後、ホームページを通じて広く公表してまいります。

続きまして、平生小学校前横断歩道と押しボタン式信号の設置の件でございます。この平生小学校正門前にありました歩道橋は、その老朽化から、夏休み期間中に撤去され、児童は2学期の期間中、少し遠回りになる通学路を通っておりましたが、このたび、横断歩道と押しボタン式信号が設置されたことにより、3学期からは従来の通学路で通っております。通学路が変更された4カ月間は、地域ボランティアの方に、慣れない通学路を通る子供たちを見守っていただきました。学校と地域の協働により、地域社会全体で子供たちを支え育てる本町の教育への取り組みの一端が見えた思いがいたしました。

次に、平生小学校、佐賀小学校においては、二分の一成人式が行われました。新しい生活様式を踏まえつつ、多くの保護者の皆さんが見守る中、一人一人の夢が語られた後には、児童から感謝のメッセージが手渡され、我が子が大きく成長した姿に目を細める感動的な場面を今年も見ることができました。コロナ禍により、さまざまな制約がある中で工夫を重ねながら開催に当たられた関係者の皆様へ深く感謝を申し上げます。

また、平生中学校での立志の集いにつきましては、今月24日に規模を縮小し、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて、開催する予定でございます。

次に、社会教育関係の行事につきまして、令和3年成人式について御報告いたします。1月

10日に予定をしていました令和3年成人式は、一堂に会しての式典を中止し、当日は、町長式辞、新成人の代表による二十歳の誓い、恩師のお祝いメッセージを撮影し、1月15日に町のホームページ及び限定公開LINEオープンチャット、Youtubeでオンデマンド配信いたしました。また、1月17日には、協賛事業者19事業者から無償提供いただいたお祝いの品の、ふるさと平生の魅力PR抽選会をライブ配信もさせていただきました。加えて、このたび成人された方々の再会の場を設定することについて、成人式の実行委員などから、要望をいただいておりますので、実行委員とともに、その実現に向けて検討・準備を進めていくことにしています。

最後に、新型コロナウイルス感染症にかかる御報告をいたします。

今年になり、緊急事態宣言が11都府県でされる中、近隣の市町においても感染者の発表がされ、本県においても、文科省による新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準のレベルが1から2へと引き上げられました。

このことを受けて、保護者には、児童生徒の登校時の検温に加え、同居の家族の健康状態について確認の上、文科省の示す「同居の家族に風邪等の症状が見られるなど健康状態に異常のある場合も自宅で休養する」という行動基準に従って、子供たちには、これに該当する場合は登校を控えるようお願いをさせていただきました。

また、教職員につきましても、緊急事態宣言対象区域への移動を原則控え、その他の県外にあっても移動については慎重な判断を求めるなど、改めて注意喚起を行い、合わせて、子供たちを含め、学校関係者が感染者として確認された場合の対応について、再度、園や学校と町教委とで具体的に確認をさせていただいたところです。

2月中旬からは、感染者は減少が見られ、県内ではある程度落ち着いてきてはいますが、予断を許さない状況であることには変わりはなく、引き続き感染症予防対策等が求められていることから、これから開催予定の小・中学校の卒業式などについては、昨年と同様に、御来賓等の来校者を縮小した形での開催といたしております。このことにつきまして、御理解をよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

日程第30. 議案第28号

日程第31. 議案第29号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から日程第31、議案第29号「工事請負契約の締結について」までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたしました、予算14件、条例9件、事件4件の各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額1億1,895万7,000円を減額いたしまして、予算総額は69億760万8,000円となるものであります。

このたびの補正では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により行事等が開催できず、支出

見込みのない事業費の減額補正が多くございます。

歳出の主なものより申し上げます。

22ページの情報通信費では、パソコンの借りに要する経費において、リース開始時期の変更や入札減に伴いまして減額いたすものが主なものであります。

財産管理費では、確定見込みによりまして減額いたすほか財政基金への積立金を増額いたすものであります。

23ページにかけての地域振興費では、集落支援員などの報酬について支出見込みにより減額いたすほか、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

また、ふるさと納税額が当初から増額が見込まれることから、返礼品に要する経費として報償費を増額補正いたしております。

23ページの交通安全対策費は、工事請負費では入札の不調により減額をいたし、新年度に改めて予算計上いたすものであります。

地域交流センター運営費では、コロナの影響に伴い報酬などにおきまして支出見込みによる減額が主なものであります。

24ページの新庁舎整備事業費では、新庁舎建設に際し、皆さんからお寄せいただいた寄附金を公共施設建設基金に積み立てるものが主なものであります。

賦課徴収費では、委託料におきまして事業費の確定見込みにより、減額いたすものであります。

25ページの戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務に要する経費を交付金に増額補正いたすものであります。

26ページの社会福祉総務費では、繰出金におきまして国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、増額いたすものであります。

老人福祉総務費では、利用者の減少に伴う委託料の減額補正や老人保護措置費の支出見込みにより減額補正いたすものであります。

27ページの福祉医療対策費では、扶助費の福祉医療費におきまして支出見込みにより減額または増額補正をいたすものであります。

障害者福祉費では、委託料や負担金におきまして、支出見込みにより減額補正をいたすものであります。

高齢者保健対策費では、負担金におきまして確定見込みにより減額補正をいたすほか、繰出金におきまして介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いましてそれぞれ増額いたすものであります。

28ページの児童環境づくり推進事業費では、コロナの影響に伴い利用実績等を踏まえ支出見込みによりまして減額いたすものであります。

児童措置費では、児童手当の支出見込みによりまして減額いたすものであります。

保育所運営費では、委託料におきまして0歳児の入園が増加し、増額補正をいたすほか、負担金におきまして私立幼稚園の施設利用に要する経費を増額いたすものであります。

29ページの保健衛生総務費では、柳井医療圏救急医療施設運営に要する負担金を増額補正いたすものであります。

母子衛生費では、コロナの影響に伴う健診等における減額補正が主なものであります。

予防費では、乳幼児、高齢者の各予防接種の委託料につきまして、支出見込みにより増額いたすものであります。

健康づくり推進事業費では、各種検診に要する委託料などにつきまして、コロナの影響に伴い減額いたすものであります。

30ページの環境保全費では、実績により補助金を減額補正いたすものであります。

清掃費では、確定見込みにより負担金を減額補正いたすものであります。

31ページの労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度の寄託金を確定により減額いたすものであります。

32ページにかけての土地改良事業費では、工事請負費におきまして入札の不調に伴い減額いたすものであり改めて新年度へ計上いたすものであります。

33ページの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業の工事請負費につきまして年度内の精算見込みにより減額いたすものであります。

34ページにかけての観光費では、コロナの影響に伴う経費の減額のほか、工事請負費におきまして確定見込みによる減額補正をいたすものであります。

34ページからの土木総務費では、耐震診断や住宅・建築物の各種補助金におきまして確定見込みにより減額いたすものであります。

36ページの道路橋梁維持費の工事請負費は、年度内の精算見込みにより減額いたすものであります。

道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業の工事請負費につきまして、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。負担金の県道路改良事業では、県事業負担金額の確定見込みによりまして、増額いたすものであります。

河川維持改良費の工事請負費につきましては、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。

37ページの砂防費や港湾建設費では、県事業負担金額を確定見込みによりまして、それぞれ減額いたすものであります。

38ページの下水路費の工事請負費では、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上い

たすものであります。

39ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額いたすものであります。

非常備消防費では、コロナの影響に伴う報酬の減額が主なものであります。

40ページの教育費事務局費では、コロナの影響に伴う経費の減額やパソコンなどの借上料を確定見込みにより減額補正いたすものであります。

小学校費学校管理費では、確定見込みにより工事請負費を減額補正いたすものであります。

教育振興費では、支出見込みにより報酬や補助金を減額補正いたすものであります。

41ページの小学校費給食費では、支出見込みにより報酬を減額補正いたすものであります。

中学校費学校管理費及び教育振興費ではそれぞれ支出見込みにより委託料や補助金を減額補正いたすものであります。

42ページからの社会教育総務費から保健体育総務費までの各費目におきましては、コロナの影響に伴い経費の減額補正をいたすものであります。

43ページの保健体育施設費では、コロナの影響に伴う経費の減額補正のほか、工事請負費におきましては入札減により減額補正いたすものであります。

44ページの災害復旧費では、農業用施設と土木施設の単独事業費において財源調整をいたすものであります。

公債費の元金につきましては、利率見直しに伴い増額いたすものであり、45ページの利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

11ページからの地方譲与税、各種交付金につきましては、見込みを踏まえ減額補正をいたすものであります。

12ページからの分担金及び負担金につきましては、歳出見込みと合わせて特定財源を減額いたすものであります。

13ページの使用料におきましては、コロナの影響に伴う施設使用料の減額補正が主なものであります。

14ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源であり、事業費見込みによりまして増額または減額をいたすものであります。

18ページの寄附金は、ふるさと納税分と新庁舎建設事業にお寄せいただきました寄附金をそれぞれ増額補正いたすものであります。

諸収入の雑入につきましては、コロナの影響に伴う複写機の使用料減額と歳入見込みによる

減額補正が主なものであります。

19ページからの町債では、対象となる事業費の見込みによりまして、減額または増額をいたしております。

前に戻りまして、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、総務管理費の伝送路民間移行事業などに要する経費を令和3年度へ繰り越すものであります。

8ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の減額又は増額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、46ページから48ページに給与費明細書、49ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時05分といたします。

午前9時54分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 続きまして、議案第4号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額6,036万4,000円を増額いたしまして、予算総額は17億4,299万7,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費につきまして、支出見込みにより増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免分として保険税を減額いたし、国庫補助金の災害等臨時特例補助金及び県補助金の特別交付金により保険税の減額分に対応いたすものであります。また、保険給付費の増額に伴う県補助金の普通交付金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第5号「令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額701万円を減額いたしまして、予算総額は6億8,752万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページでございます。

下水道管理費、下水道整備費ともに、支出見込みによりそれぞれ減額いたすものであります。

公債費の利子につきましては、償還額の見込みに伴い減額いたすものであります。

歳入につきましては、8ページでございます。

下水道使用料につきましては、当初の見込みを上回るため、増額いたすものであります。

町債につきましては、事業費の適債性等を踏まえ、減額し財源調整いたすものであります。

戻りまして4ページの第2表 繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業につきまして、令和3年度へ繰り越すものであります。

5ページに地方債の変更を、10ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第6号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

このたびは、歳入歳出予算の補正はありませんが、2ページのとおり繰越明許費につきまして処理施設改築事業を、令和3年度へ繰り越すものであります。

続きまして、議案第7号「令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額25万円を減額いたしまして、予算総額は2,440万4,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページであります。

報酬におきまして、出務回数によります支出見込みから減額補正をいたすほか、認定審査会システム改修に要する経費を増額補正いたすものであります。

歳入につきましては6ページであります。

負担金の減額と繰入金を増額により財源調整をいたすものであります。

続きまして、議案第8号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額1,228万5,000円を増額いたしまして、予算総額は14億4,257万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

一般管理費では、介護保険システム改修に要する経費を、介護認定審査会費では熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金をそれぞれ増額補正いたすものであります。

10ページからの保険給付費におきまして給付見込みによりまして増額または減額いたすものであります。

11ページの地域支援事業費の任意事業費では、介護用品支給事業費を支出見込みによりまして、減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

6ページの介護給付費国庫負担金、国庫補助金の調整交付金、支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、財源調整いたすものであります。

国庫補助金、県補助金の地域支援事業交付金につきましては、任意事業費の見込みにより減額いたすものであります。

続きまして、議案第9号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額36万3,000円を増額いたしまして、予算総額は、2億6,402万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定に要する経費を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額補正いたすものであります。

続きまして、議案第10号「令和3年度平生町一般会計予算」につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、令和3年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに前年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書と合わせてごらんいただきたいと思います。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますので合わせて御参考に供していただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、57億9,800万円でありまして、前年度比7億5,100万円、14.9%の増加となっております。当初予算規模といたしましては過去最大であります。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

38ページからであります。

38ページからの議会費につきましては、6,247万9,000円で前年度比96万6,000円、1.5%の減少であります。

40ページからの総務費は、14億4,130万円で前年度比6億5万5,000円、71.3%の増加となっております。新庁舎整備事業費、衆議院議員、山口県知事などの選挙費の増額が増加の主な要因です。

一般管理費では、人事評価を進める上で人材育成や適正な評価を目的とした研修業務に要する経費を委託料に計上いたしております。

43ページからの情報通信費では、特定個人情報の連携に要する社会保障・税番号制度システ

ム改修費を計上いたしております。

新規事業として、ICT技術の導入による業務課題解決に向けた取り組みとして自治会活動費交付申請書受付事務に、AI-OCR製品等を導入することで、業務の効率化及びデジタル化を進める業務自動化等支援事業を進めてまいります。

また、イタリアーノひらお推進事業の啓発事業として町ホームページのトップページをイタリアーノひらおのデザインに改修する所要額を計上いたしております。

さらに、広報ひらおの表紙、裏表紙の2ページをカラー印刷とし、これまで以上に手に取っていただける、身近で親しみやすい広報紙に向けた取り組みを進めてまいります。

45ページからの財産管理費は、新規事業として、個別施設計画を踏まえ中長期的な視点からインフラの更新費用などの見直しを図る公共施設等総合管理計画更新業務に要する経費や町有建物の解体に要する経費を計上いたしております。

また、新庁舎整備事業や公共施設の老朽化対策の財源確保として公共施設建設基金への積立金を引き続き計上いたしております。

48ページからの地域振興費では、新規事業として、ゆめはな開花プロジェクト推進事業におきまして神花山古墳女王像の塗りかえを行い、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、地域活性化起業人制度を活用し都市地域の民間企業の社員を受け入れ、業務の経験やノウハウを生かし、まちの魅力づくりの推進に取り組みます。

地域力の維持・強化のため地域活動に取り組みまれてこられた地域おこし協力隊員の任期後の起業に際して、事業経費の一部を補助する所要額を計上いたしております。

さらに、結婚に伴う新生活応援事業として経済的負担を軽減し、若者夫婦の定住を促進する経費を計上いたしております。

集会所建設等補助事業では、喜多自治会から自治会活動の拠点として集会所の建設補助の要望があり所要額を計上いたしております。

令和4年度から新たに展開する第四次平生町男女共同参画プランの策定に要する経費や宝くじ助成事業を活用した地域コミュニティ活動への助成事業や町振興イベントへの助成事業に要する経費を計上いたしております。

地域おこし協力隊員の地域活動に要する経費やコミュニティ協議会への支援、集落支援員の配置に要する経費等を引き続き計上いたしております。

また、起業支援事業及び若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に要する経費を、引き続き計上いたしております。

ふるさと納税につきましては、専用ポータルサイトの活用やクレジット決済に係る経費を引き続き計上いたしております。

地方創生に係る成功事例などを共有し、新たな知と方法を生み出すためのヒントを学び、人材育成を図る、地方創生人材育成伴走型支援業務に引き続き取り組んでまいります。

51ページの交通安全対策費では、地域の安全対策としてカーブミラーやガードパイプの整備に要する工事請負費を入札不調対策のため増額するとともに街路灯設置費補助金を計上いたしております。

新規事業として、安全で安心なまちづくりと環境負荷を低減するために策定した街路灯LED化計画に基づき、計画的な整備を進めていくほか、老朽化した秋森の上りバス停の撤去に取り組んでまいります。

51ページからの地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した平生まち・むら地域交流センターの防水改修等に要する経費のほか、佐賀地域交流センターの給排水施設等の改修に要する経費を計上いたしております。

年次的に地域交流センターの環境整備を行い、引き続き地域づくりの支援をしてまいりたいと考えております。

53ページからの新庁舎整備事業費は、新庁舎建設工事費のほか防災行政無線移設に要する経費や旧庁舎解体工事設計業務に要する経費などを計上いたすほか、新庁舎移行に向けた取り組みとして執務環境の改善支援業務に要する経費を引き続き計上いたしております。

55ページからの賦課徴収費は、新規事業として地籍図及び土地台帳・家屋台帳をデジタル化することにより、固定資産業務の効率化とペーパーレス化を図る地図管理・登記台帳システム導入業務に要する経費を計上いたしております。

また、広島広域都市圏において、固定資産税を適正に課税するために必要となる航空写真撮影を共同で実施する経費を計上いたしております。

さらに3年に一度の次期評価がえのため所要の経費を債務負担の設定の上、計上いたしております。

課税計算業務や滞納者の滞納処分等に要する経費等を引き続き計上いたしております。

57ページからの戸籍住民基本台帳費では、新たな取り組みとしてマイナンバーカードの交付促進のため、受け取り窓口時間を拡大し、受け取りサービスの拡充を図ることとしております。

制度改正により令和5年度中に戸籍謄抄本を全国で交付できる取り組みとして、国のシステムと連携を図る戸籍システムの整備に要する経費を計上いたしております。

58ページからの選挙費では、予定されております衆議院議員選挙、山口県知事選挙の執行に要する経費を主に計上いたしております。

64ページからの民生費は、15億8,349万5,000円で前年度比3,142万3,000円、2.0%増加しております。

障害福祉サービス費、障害児給付費、法人保育園保育業務委託、佐賀保育園園児送迎業務費などの増額が増加の主な要因であります。

64ページからの社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、福祉活動専門員、地域福祉権利擁護事業の活動費等に要する経費を計上いたしております。

4月から福祉センターとなります老人福祉センターの維持管理に要する経費を、老人福祉総務費から社会福祉総務費へ計上がえをいたしております。

その他、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

65ページからの国民年金総務費では、税制改正に伴う国民年金システム改修に要する経費を計上いたしております。

66ページからの老人福祉総務費では、ひとり暮らしの高齢者の緊急時の通報体制に要する経費を計上いたすほか、老人作業所の施設補修費を計上いたしております。

また、4月から福祉センターとなります敷地内に設置されておりました三世代交流広場の遊具を、老朽化により撤去いたすこととしており所要の経費を計上いたしております。

67ページの福祉医療対策費では、保険適用医療費の自己負担分を助成する経費を計上いたしております。こども福祉医療費では一定の要件に該当する中学生までを対象に、保険適用医療費の自己負担分を助成する制度を実施します。令和3年度から対象を小学生から中学生までに拡大いたし、子育て支援の充実を図ってまいります。

67ページからの障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、意思疎通支援事業や日常生活支援事業のほか、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

69ページからの高齢者保健対策費では、高齢者の保健事業と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じて、きめ細かな支援を引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成のための経費、後期高齢者医療療養給付費負担金や介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

71ページからの児童環境づくり推進事業費では、引き続き児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたし、子育て支援の充実を図ってまいります。

72ページの児童措置費では、児童手当として、所要の額を計上いたしております。

73ページからの保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

佐賀保育園では、新たに園児の送迎を行い、園児の確保と保護者の負担軽減を図るとともに、保育時間の延長や生後6カ月から預かることが可能となるほか、遊具の整備を行い、楽しい園生

活となる施設運営の充実を図ってまいります。

また、幼児教育の無償化に伴い、認可外保育施設と私立幼稚園施設の利用に要する費用について所要の額を計上いたしております。

77ページからの衛生費は、3億8,089万6,000円でありまして、前年度比5,455万円、16.7%の増額となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種関連経費の増額が増加の主な要因です。

77ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や救急告示病院運営費、柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金等を計上いたしております。

また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

78ページからの母子衛生費では、妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て世代包括支援センターの運営に要する経費を引き続き計上いたしております。また、乳幼児健康診査や妊婦健康診査、産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化するため産後ケア事業に要する経費を計上いたしております。

さらに、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保をするための補助金を、引き続き計上いたしております。

新規事業として、妊産婦へイタリアーノひらおロゴマーク入り「ベビーインカー」ステッカーを配付し車に張ってもらうことで、イタリアーノひらお推進事業の啓発も行ってまいります。

また、家族の支援がない妊産婦への相談及び家事支援を民間事業者にお問い合わせする産前産後サポート事業に取り組んでまいります。

80ページからの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。風疹の感染症予防対策として抗体検査の受診や定期接種の実施に要する経費を引き続き計上いたしております。

新たに新型コロナウイルスワクチン接種関連経費を計上いたし、感染予防対策を進めてまいります。

81ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の額を計上いたしております。

新規事業として、国民健康保険の被保険者で過去5年間、町が実施しているがん検診を受診されていない人に受診の勧奨を行います。

83ページ的环境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。

84ページ的环境保全費では、危険な空き家を解体除却した人に対する補助金を計上いたしております。

84ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なもので

あります。

新規事業として、佐合島のし尿貯留船の整備等に要する経費を計上いたしております。

86ページの労働費は、426万円でありまして、前年度と同額となっております。

87ページからの農林水産業費につきましては、3億5,225万6,000円でありまして、前年度比2,578万3,000円、7.9%の増加となっております。主な要因といたしましては、農業用水路等長寿命化・防災減災事業費の増額が増加の主な要因です。

88ページの農業振興費では、新規事業として、新規就農者と規模拡大する農業者に対し施設整備費に係る補助金を交付する新規就業者等産地拡大促進事業に取り組んでまいります。

また、耕作可能農地を確保していくため、一定の条件を満たす農地の維持費に対し補助金を交付する農地確保事業や小規模農家がレンタルした農機具のレンタル経費の一部に対し、補助金を交付する小規模農家支援事業に取り組んでまいります。

89ページからの土地改良事業費では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費を委託料や工事請負費に計上いたしております。

国土保全対策事業として農道整備に要する県への負担金を計上いたしております。

91ページのひらおハートピアセンター運営費では、外壁補修や施設周辺整備等に要する経費を計上いたしております。

91ページからのひらお特産品センター管理費では、新規事業として、ひらお特産品センターに対し商品発送で使用するイタリアーノひらおデザインの段ボール作成費用を補助するほか、生産者に対するイタリア野菜の種子代金を補助する経費などを計上いたしております。

92ページからの林業総務費では、住宅地に出没したイノシシなどの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行う鳥獣被害対策実施隊に要する経費を引き続き計上いたしております。

また、農産物等への被害防止のため、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

そのうち鳥獣被害防止対策事業におきましては、狩猟免許の更新時に必要となります更新手数料を補助する経費を新たに計上いたしております。

また、やまぐち森林づくり県民税第4期対策の町事業として、繁茂竹林伐採に対する補助を行うほか、ハートピアセンターからの眺望改善を行うこととしております。

さらに、町内民有林の適切な管理を進めていくため、森林所有者に対し意向調査を行います。これは森林環境譲与税を活用した事業であります。

94ページからの水産業振興費では、漁業研修終了後、漁業経営を始めた就業者に対し、経営安定のための支援を行う所要の経費を計上いたしております。また、水産振興対策事業費として、

種苗の放流事業及び新規漁業就業者募集活動等にかかる経費を、漁協に対し引き続き助成することとしております。

95ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として小森地区の胸壁工事に係る経費を計上いたすほか、航路標識等の漁港施設の補修に要する経費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

97ページからの商工費は、3,789万6,000円でありまして、前年度比55万4,000円、1.4%の減少となっております。丸山海浜パーク防波堤手すり改修事業費の減額が減少の主な要因です。

97ページの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費やひらお産業まつりへの補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費相談を受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費に係る経費を引き続き計上いたしております。

さらに、地方創生推進交付金を活用した合同就職面接会運営事業に要する経費を計上いたしております。

98ページからの観光費では、オリーブの特産品開発に向けた取り組みに要する経費を引き続き計上いたすほか、新たに名切オリーブファームでの植栽イベントに要する経費を計上いたしております。

新規事業として、オリーブ植栽場所であります阿多田、名切にそれぞれ看板を設置するほか、イタリアーノひらおの観光PRポスターの制作に要する経費を計上いたし、交流人口の拡大を図ってまいります。

継続事業として観光協会への補助や、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として広島広域都市圏での取り組みに要する所要額を引き続き計上いたしております。

100ページからの土木費は、6億7,368万1,000円でありまして、前年度比3,184万4,000円、5.0%の増加となっております。

道路橋梁補修事業費や磯崎団地外装改修事業費などの増額が増加の主な要因です。

100ページからの土木総務費では、新規事業として、建築営繕の積算を行うシステムの導入に要する経費を計上いたしております。また、令和2年度で事業執行ができませんでした要緊急建築物耐震化補助事業などに要する経費を改めて計上いたしております。

101ページからの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修事業費に要する経費を計上いたすほか、町道の測量調査業務、舗装点検業務に要する経費を計上いたしております。

102ページからの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要額を計上いたすほ

か、県道路改良事業に要する経費を計上いたしております。

103ページからの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業や緊急浚渫推進事業に要する経費を計上いたすほか、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。

105ページの港湾建設費では、港湾改修事業の県への負担金などを計上いたしております。

105ページからの都市計画総務費では、都市計画用途見直し資料作成や都市計画道路の見直しに要する経費を計上いたしております。

106ページの下水路費では、主に単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

107ページからの住宅管理費では、新規事業として、中村団地の一部を解体する設計業務の所要額、磯崎団地の外装改修事業に要する経費を計上いたしております。

また、ホームタウン平生敷地内にあります公園に新たな遊具を設置する所要額を計上いたしております。

さらに、上横、隅田住宅の解体に要する経費を計上いたしております。

108ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

109ページからの消防費は、2億7,508万5,000円でありまして、前年度比295万8,000円、1.1%の増加となっております。

消防用車両更新事業費や消防防災設備設置費助成金の増額が主な増加の要因です。

非常備消防費では、宝くじ助成事業として消防団員の編み上げ靴を購入する地域防災組織育成助成事業や大野コミュニティ協議会が消防設備備品等の購入に際し消防防災設備設置費助成に要する経費を計上しております。

110ページからの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。また、第9分団尾国の消防用車両更新事業に要する経費を計上いたしております。

112ページからの教育費は、3億6,827万4,000円でありまして、前年度比1,770万1,000円、5.0%の増加となっております。

佐賀小学校屋内運動場の屋根改修事業費や町体育館改修事業費の増額が主な増加の要因です。

112ページからの事務局費では、新規事業として学校・家庭・地域が連携・協働する活動支援のため地域連携活動支援員を配置する経費や教員の負担軽減のため学校業務支援員を配置する経費を計上しております。

ICT機器を活用した「わかる授業」の実践や、「情報活用能力」の育成などに取り組むとともに、平生中学校にICT支援員を配置してICT化による教育の円滑化に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

114ページからの小学校費の学校管理費では、新規事業として、佐賀小学校屋内運動場の屋

根改修事業に要する経費を計上いたしております。

116ページからの教育振興費では、引き続き佐賀小学校に複式学級解体のため臨時的任用教員を配置することとし、きめ細かな配慮のある教育を推進してまいります。

また、遠距離通学費や就学援助費等につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

新規事業として、タブレットドリル教材を活用した学びの実現に向けた取り組みに要する経費を計上いたしております。

118ページからの中学校費の学校管理費では、グラウンド内の側溝整備に要する経費や施設敷地内の立木伐採に要する経費を計上いたしております。

120ページからの教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費等につきまして所要額を計上いたしております。

また、部活動の充実や教職員の負担軽減を図るための部活動指導員を引き続き配置する所要額を計上いたすほか、インターネット回線を利用して、外国の英語講師とオンライン環境でつなぎ、リスニング力や伝える力などを養う英語力アップ事業に所要額を計上いたしております。

新規事業として、タブレットドリル教材を活用した学びの実現に向けた取り組みに要する経費や新たな指導書の購入に要する経費を計上いたしております。

123ページからの幼稚園費では、古くなった折り畳み式マットの購入に要する経費を計上いたしております。

125ページからの社会教育総務費では、引き続きゆめはな開花プロジェクト推進事業に要する経費を計上いたし、文化財等の周辺整備や花いっぱい運動を通じて交流人口の拡大を図ります。

令和3年1月の成人式ではコロナの影響に伴い、集うことができませんでした。

町として時期は未定ではありますが、改めて新たな門出を祝したいとの思いから再会の場の設定に要する経費を計上いたしております。

学校・家庭・地域連携協力推進事業における家庭教育支援事業では、活動の場を令和3年度から中学校まで広げ教育支援活動の充実を図ってまいります。

126ページからの図書館費では、読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりに役立ててもらうため、新生児に祝い品として絵本を贈呈する所要の経費を引き続き計上いたしております。

また、図書情報システムの更新に要する経費を計上いたしております。

128ページの歴史民俗資料館費では、展示室の照明をLED化する経費を計上いたしております。

129ページからの阿多田交流館運営費では、リーフレットの作成に要する経費を計上いたし、交流人口の拡大を図ってまいります。

130ページからの保健体育総務費では、オリンピックが開催されるにあたり、聖火リレー山口県実行委員会への負担金を引き続き計上いたしております。

また、学校と地域が協力・融合した部活動の実現に向けて検討を始める所要額を計上いたしております。

132ページからの保健体育施設費では、武道館における照明のLED化や体育館の設備改修など、施設の長寿命化を図る所要額を計上いたしております。

また、地域の憩いの場でありますスポーツレクリエーション公園の遊具の補修やスポーツセンターの環境整備に要する経費を計上いたし、施設環境整備と利用促進を図ってまいります。

134ページの災害復旧費は、662万2,000円でありまして、前年度比1,506万円、69.5%の減少となっております。

135ページの公債費は、4億9,966万円でありまして、前年度比396万4,000円、0.8%の減少となっております。

136ページの諸支出金につきましては、9,409万円6,000円でありまして、前年度比423万円、4.7%の増加となっております。

上水道企業費における水道料金低減対策事業費の増額や柳井地域水道広域化事業の増額などが主な増加の要因です。

新たに柳井地域における水道事業の広域化検討業務に要する経費を計上いたしております。

137ページの予備費につきましては、コロナ対策への備えとして300万円を増額いたし、1,800万円を計上しております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

12ページからであります。

町税につきましては、全体では12億2,359万1,000円でありまして、前年度比では3,138万9,000円、2.5%の減少となっております。

納税義務者の減少に伴う課税所得の減少や固定資産税における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う軽減措置や評価がえなどを踏まえ減収を見込んでおります。

固定資産税の軽減措置に伴う減収分は、地方特例交付金として新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されます。

14ページからの地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、令和2年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

森林環境譲与税の一部は、町内民有林の適切な管理を進めていくため、森林所有者に対し意向調査を行う費用に活用することとしております。

地方交付税につきましては、地方財政計画における措置額の増額を踏まえ、全体で5,

600万円、2.9%の増加を見込み、計上いたしております。

19ページの分担金及び負担金は、2,356万7,000円でありまして、前年度比で2.7%の減少となっております。

使用料及び手数料は、4,358万7,000円でありまして、前年度比で1.2%の増加となっております。

22ページからの国庫支出金では、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策関連経費の増額が主な要因で前年度比では5,384万1,000円、10.9%の増加となっております。

25ページからの県支出金では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業費の増額により、前年度比では4,294万3,000円、10.3%の増加となっております。

31ページの寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金と特定寄附金である新庁舎建設分の寄附金であります。

31ページからの繰入金につきましては、地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、やむを得ず、財政基金から4,886万2,000円を繰り入れるものでございます。

また、公共施設建設基金から5,865万3,000円を繰り入れ、新庁舎整備事業費に充当するものであります。

繰越金は、前年度同額の3,000万円を計上しております。

32ページからの諸収入は、6,991万6,000円でありまして、前年度とほぼ同額であります。

36ページからの町債は、9億570万円でありまして、前年度比5億9,510万円、大幅な増加となっております。新庁舎整備事業費の増加が主な要因であります。

臨時財政対策債は地方財政計画における措置額の増額を踏まえ、増加を見込んでおります。

前に戻りまして、8ページには第2表として債務負担行為の新たな設定、9ページの第3表地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、138ページから143ページに給与費明細書、144ページから145ページに債務負担行為に関する調書、146ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和3年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追って御説明を申し上げます。

議案第11号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、16億1,627万8,000円でありまして、前年度比0.3%の増加となっております。

現在、国民健康保険事業は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担っております。

歳出につきましては、13ページからでございます。

15ページからの保険給付費では、令和2年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で2,750万9,000円の増加を見込んでおります。

16ページの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は621万2,000円の増加を見込んでおります。

18ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

20ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、受診勧奨に取り組み、集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいります。

健診未受診者に対して、AIによるデータ分析を活用し、最も効果のある勧奨を行う所要の額を引き続き計上いたしております。

21ページからの疾病予防費では、40歳から74歳までの国保被保険者に対して、歯周病予防を目的とした歯科健診を行う所要の額や糖尿病の重症化リスクが高い未受診者・受診中断者に対して、受診の勧奨を行う所要の額を引き続き計上いたしております。

戻りまして7ページからの歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、保険税率は据え置き、一般被保険者国民健康保険税は1億7,082万円で前年度比0.5%の減少を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県となっておりますので、保険給付費等にかかる費用につきましては、県から交付されるため、県補助金へ相当額を計上いたしております。

9ページからの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

基金繰入金につきましては、8,600万円を基金から繰り入れることとしており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰り入れを実施することとしております。

続きまして、議案第12号「令和3年度平生町下水道事業特別会計予算」についてであります。予算総額は、7億3,975万円でありまして、前年度比6.4%の増加となっております。歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、法適用化支援業務に要する経費を計上し、公営企業法適用に向けた取り組みを進めることといたしております。

流域下水道事業維持管理負担金につきましては、令和3年度からの次期計画の単価を県との協議を踏まえ、負担金が増額となっております。

11ページからの下水道整備費では、管渠布設に要する実施設計や工事費、水道管移設補償などの所要額を計上いたしております。

新たに汚水処理構想見直し業務に取り組み、今後の県の計画等を踏まえ汚水処理計画等に反映させてまいります。

流域下水道事業負担金については、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、主に元利償還金で4億958万8,000円を見込んでおります。

戻りまして7ページからの歳入では、受益者負担金は、対象戸数の増加による増収を見込んでおります。

下水道使用料につきましては、令和2年度の実績見込み等を勘案し、1億2,900万円を見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました事業に伴う所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

前に戻りまして、4ページの第2表 債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改修資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表 地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第13号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」についてであります。予算総額は、1億1,322万4,000円でありまして、昨年度比で7.6%の減少となっております。

歳出につきましては、10ページからの漁業集落排水施設管理費では、機能保全計画に基づく処理施設の改築事業に要する経費を計上いたしております。また、資材価格特別調査に要する経費を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は、令和2年度の実績見込みなど

を勘案し、1,600万円を計上いたしております。

8ページの国庫補助金につきましては、処理施設の改築事業にかかる国庫補助分でございます。一般会計繰入金は、前年度対比で4.0%減少しております。

町債は、漁業集落排水事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページの第2表 債務負担行為につきましては、下水道事業特別会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表 地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第14号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2,381万9,000円でありまして、前年度比11.4%の減少となっております。介護認定審査会支援ネットワークシステムのライセンス単価の減額が減少の主な要因であります。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第15号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、14億4,763万3,000円でありまして、前年度対比3.9%の増加となっております。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で7,441万9,000円の増加を見込んでおります。

介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案して、247万3,000円の減少を見込んでおります。

16ページからの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、706万6,000円の増加を見込んでおります。

18ページの特定入所者介護サービス費では、前年度比で523万2,000円の減少を見込んでおります。

19ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度比で209万円の減少を見込んでおります。

一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業を地域支援事業の一つの取り組み

として引き続き進めてまいります。

また、予算措置はありませんが手首や足首におもりをつけ、筋力を維持・向上できる「いきいき百歳体操」事業に引き続き取り組んでまいります。

さらに、介護予防教室のやまぐち元気アップ体操に要する経費を計上いたし、要支援1・2のフレイル・プレフレイルの人でタオルとペットボトルを使用して体力に合わせて転倒防止に有効な体力づくりを進めてまいります。

新たな取り組みとして、地域住民と行政が協働して、高齢者の買い物や通院のためのおでかけ支援事業に要する経費を計上いたしております。

21ページからの包括的支援事業費では、引き続き、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携して、自立生活のサポートを行う認知症総合支援事業への取り組みに対応する所要額を計上いたしております。

21ページからの任意事業費では、ICTを活用した地域住民の協力による緩やかな見守りを行うための認知症高齢者等見守り事業の経費を引き続き計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、議案第23号でも御説明申し上げますが、3年に一度の保険料の改定や低所得者保険料の軽減措置を踏まえ、前年度比で1,106万3,000円の減少となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。新たに、介護保険システム改修に要する国庫補助金や保険者努力支援交付金を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第16号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2億6,433万1,000円でありまして、前年度比0.5%の増加となっております。

歳出につきましては9ページからありますが、10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより計上いたしております。

歳入につきましては6ページからありますが、保険料につきましては、広域連合の試算をもとに計上いたしております。前年度対比で101万6,000円の減少となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものとなっております。

以上で、令和3年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第17号「平生町交通指導員設置条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本町における交通の安全を保持するため交通指導員を置くことについて、その内容等を規定しているものでございます。

交通指導員は、主に登下校時の児童や生徒の交通指導を行っておりますが、これらの活動は、交通安全協会のボランティアや地域の皆さんによる見守り活動により十分に取り組んでいただいていることから、交通指導員を廃止することとし、本条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、年次有給休暇の付与期間を、1会計年度を基準に実施されております職員の退職、採用、再任用及び異動と同一にし、年次有給休暇の管理について効率化を図るため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、年次有給休暇の付与期間を1月1日から12月31日までの1暦年から、4月1日から翌年の3月31日までの1会計年度に改正いたすものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、非常勤の職員に対して支給する報酬及びその支給方法について定めたものでありますが、条例に規定されています鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、改正するものでございます。

鳥獣被害対策実施隊員につきましては、町内に出没する有害鳥獣の緊急対策や町内捕獲者に対する安全・技術指導を行うことを主な役割としているものですが、近年市街地へのイノシシの出没が頻発している状況に鑑み、町の要請に基づく緊急時の出務に対する報酬につきまして、他の出務と区別し、新たに設定するものでございます。

改正の内容といたしましては、町の要請に基づく緊急時の出務1回の支給額を8,000円とするものであります。

また、年額で定められた非常勤の職員の報酬の支給方法について、柔軟な対応を可能とするため、その支給方法に係る例外規定を「別に定めることができる」に改めるものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、主査職のうち班長の役職がある者となない者とで、責任の度に差がある現状を考慮し、その処遇において改善を図るため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、班長職を新設し、本条例の等級別基準職務表の4級及び5級の職務の級の区分に当該職を加えるものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町福祉施設条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、福祉施策の充実を図る総合的な施策展開が行える拠点として、既存施設の名称を「老人福祉センター」から「平生町福祉センター」に変更し活用するため、既設の老人福祉施設条例を廃止し、当該事業内容等について新たに条例を制定いたすものであります。

内容といたしましては、施設で行える主な事業は、社会福祉活動の推進のための施設の提供に関する事、及び社会福祉に関する相談及び支援に関する事とし、施設の管理は、指定する指定管理者に行わせるものといたすものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第23号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、第1号被保険者の保険料について、平成30年度から令和2年度までの第7期計画から、令和3年度から令和5年度までの第8期計画の内容に改めるため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、被保険者の区分を10段階から11段階に改め、それぞれの区分に新たな額を設定いたすものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、老朽木造住宅の用途廃止をいたすものであります。

内容といたしましては、対象となる住宅は、隅田住宅1戸、上横住宅1戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますことから、老朽化により今後の管理が不適當であると判断し、用途廃止をし、別表中の当該住宅戸数を変更いたすものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第25号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、勤務地が町外である消防団員が、半数以上である状況による日中の防災力低下の改善を図るため、所要の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、団員の任命について、これまで、本町に居住する者としておりました規定に、新たに本町に勤務する者を追加いたすものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」御説明申し上げます。

総合計画の基本構想は、平生町総合計画条例第2条の規定により、本町のまちづくりの基本理念、町の目指す将来像及び基本目標を示す基本的な構想をいいます。

第五次平生町総合計画の基本構想につきましては、平生町民憲章を基本理念とし、町の目指す将来像を「自然豊かな活気あふれる 幸せな町 平生」と定め、「魅力と活気あふれるまちづくり」など5つの基本目標を定めています。

第五次平生町総合計画につきましては、この基本構想と実行計画・総合戦略の二層構造とし、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とし、まちづくりを進めてまいります。

平生町総合計画条例第5条の規定により、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第27号「公の施設に係る指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本施設は、地方自治法の一部改正により導入されました指定管理者制度により、平成28年度より5年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することとなり、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の指定手続につきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において規定しておりますが、同条例第2条により、募集につきましては公募が原則でございますが、同条例第6条により、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによ

り事業効果が相当程度期待できると思慮するときは公募によらず指定管理者候補として選定できる」旨の規定がされているところであります。

このたびも、老人憩の家及び老人作業所の指定管理者の取り組みにあたりましては、同条例第6条により、公募によらない選定をいたしたものであり、地元老人クラブ等をそれぞれ指定管理者の指定候補として引き続き選定いたしました。

選定理由につきましては、地域に密着した団体であり、地域からさまざまな要望を施設管理に直接反映でき、利用者の平等な利用の確保やサービスの向上、経費の削減が期待できるものでありまして、今後においても指定管理者として能力が十分あると判断しているところでございます。指定期間につきましては、施設の性格等を考慮し、前回と同様5年間と定めております。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第28号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

主な内容といたしましては、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、令和3年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させるためのものであります。

続きまして、議案第29号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事「令和2年度 公共下水道（宇佐木地区）管渠布設工事 第1工区」は、平生町宇佐木地域の下水道普及に向けた下水道管の整備工事であります。

工事の概要につきましては、国道188号に推進工法にて塩ビ管200ミリを92.5メートル、町道山辺北殿線に開削工法にて塩ビ管150ミリ、45.5メートルの下水道管を設置する工事であります。

本工事につきましては、去る2月8日に入札を執行し、2月15日に抽選を行いましたところ、株式会社米谷技建が5,478万2,200円で落札しました。契約につきましては、仮契約を2月22日に締結しております。当議案の工期につきましては、令和3年3月31日といたしておりますが、本工事に要します標準的な工期は7カ月となりまして、3月の着手における完成は10月となるものでございます。

本工事は工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といた

しますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の予算14件、条例9件、事件4件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第32. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第32、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、一般質問を始める前に一言申し上げておいて質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルスの世界的な大流行が起きて1年がたちました。そうした中で、現在の資本主義社会をこのまま続けていいのかとの疑問が、立場の違いを越えていろいろな方から頂いています。

今年に入ってNHKの教育テレビで、1867年に第1巻が刊行されたマルクスの資本論が4回にわたって放送されたことは象徴的な出来事であり、感慨深いものがあります。

新型コロナの世界的な流行は現在進行形ですが、議場にお集まりの皆さんとともに一日も早い終息に向けて力を合わせていきたいと思っております。

それでは、通告に基づいて質問をいたします。

1番目に、福島原発事故から10年、原発事故について町長の考えをお聞きいたします。

3月11日で福島第1原発の事故から丸10年になります。しかし、原子力緊急事態宣言は解除されておらず、溶け落ちた核燃料の状態もほとんどわかっていません。事故の発生から、その経過を含め、未解明な事項が残されているのが現状です。

今なお、避難生活を余儀なくされている方は、福島県の発表では3万7,000人、帰還困難区域は去年の3月の資料ですが、飯舘村の一部、南相馬市の一部、葛尾村の一部、浪江町の全域、双葉町のほぼ全域、大熊町のほぼ全域、富岡町の一部にわたっております。

さらに汚染水はたまる一方で、海へ流そうかということも取り沙汰されており、廃炉作業も2041年から2051年までにと目標が掲げられていますが、見通しはないのが現状です。

福島事故は現在進行形で進んでいると思いますが、菅総理の国会の答弁を聞いていると、カーボンニュートラル実現のためには原発は必要という趣旨の答弁がされています。あの福島事故以来、原発に対する世論は大きく変わりました。少し事故がなかったかのような空気で再稼働が進められてきている現状があります。

上関に隣接する町として、町長は、原発事故はほかの事故とは比較できない異質の事故であるとの認識を持たれているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

2011年に発生いたしました、東北地方太平洋沖を震源とする巨大地震と、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故によりまして、被災地は甚大な被害が発生いたしました。

約10年後の現在におきましては、これは令和3年2月8日ですが、復興庁によりますと、避難者は当初の47万人から4.1万人となっております。また、福島県から県外への避難者数は当初は6万2,000人を超えておりましたが、本年2月現在では2万8,000人となっております。

マスコミ報道によりますと、避難指示が解除された自治体では、解除された地域に帰還した住民の割合は約4分の1にとどまっている状況であります。避難先での定住が進んだことや放射能への不安などから、住民の帰還が増えないこともその一因と考えられるところであります。このような過酷事故が発生すると、住民に重大な影響を与えるものになるというふうに認識しております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の現状も含めて復興庁の発表では4万1,000人、町長はその数字を採用されましたけれども、私は最近、福島県が3万7,000人というのでそちらのほうを採用して質問しましたが、今なお事故の重大な影響が続いているということを認識されておりますので、この質問についてはここで終わりたいと思います。

それでは続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業について御質問いたします。

2020年に介護保険法が施行されて20年以上になります。発足当時、介護の個人負担を軽減し、介護を社会的責任を持って行うという理想のもとに出発しましたが、同時に保険料が天引きされれば、いざというときに十分な介護が受けられるかという心配もありました。

そして、2014年の法改正により、それまで介護保険給付として行われてきた要支援1・2に対するホームヘルプやデイサービスは市町村が実施をする、一般的には総合事業、正確には介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に置きかえられました。

平生町では、2017年ごろから総合事業が始まったのではないかと認識をしていますが、こ

の総合事業の担い手となる業者やボランティアなど確保はできているのでしょうか。よく聞く話ですが、総合事業による支援は保険給付よりも単価が低く設定され、予算にも上限がつけられていると聞いています。

また、支援の内容や要領は自治体任せで国の責任は大きく後退しているといわれていますが、それはともかくとして町内の事業者が事業を継続できるような給付になっているのでしょうか。

以上、2つお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

平成27年4月に介護保険法改正により、高齢者が要介護者状態にならないよう、総合的な支援を行うことを目的として介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、それまで全国一律であった介護予防や日常生活支援サービスに加えて、市町村が独自に実施できる新しいサービスとして位置づけられました。

平成29年4月までの間に全ての市町村に対して実施が課せられており、各市町村においてさまざまな形でサービスが開始されております。

本町におきましても、平成29年度から要支援者の訪問介護、ホームヘルプサービスと通所介護、デイサービスである介護予防・生活支援サービス事業、また高齢者の生活機能の改善等を目的とした介護予防教室、高齢者筋力向上トレーニング教室、また生きがいつくりや、地域で自主的な取り組みに対する支援である、いきいき百歳体操などの一般介護予防事業に取り組んでおります。

総合事業では、多様な機会による生活支援や、介護予防サービスの充実を図ることなどが求められております。事業者や地域ボランティアなどの担い手を確保し、住民主体の新たなサービスを創出する中で、どのように示していくかが一番の課題となっており、地域支援事業における生活支援体制整備事業を町社協に委託し、生活支援コーディネーターを1名配置して高齢者のニーズや地域支援の状況把握、不足するサービスや支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などの取り組みを行い、高齢者の生活支援の基盤整備に取り組んでおります。

今後においても一層高齢化が進展する中、介護予防や生活支援の担い手を段階的に増やしていくことも重要であることから、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスなど、段階的にサービスの充実を図っていくことを検討していきたいと思っております。その中で、地域の住民主体の取り組みは重要ですので、引き続いて人材育成や活動に対する支援を行い、高齢者が元気に暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほどの町長の答弁では、町社協に委託をしているということでしたが、訪問型サービスと通所型サービスがありますが、その全てについて社協だけに委託をしているという現状なのでしょうか。

それから、いろいろそのサービスについて緩和をしてということは、緩和というのは、だんだん基準が下がってくるということにも取れるんじゃないかというふうには思っていますけれど。

ただ、今、もう一つ私が心配しているのは、今年の第8次の場合でも介護報酬というか、事業者が事業をやったら0.7%ぐらいしか上がってなくて、それでは事業も大変だという話があちこちから聞こえてきますけれど、こうして自治体がやるようになってしまった総合事業について、やっぱり委託されている社協さんもそれで十分やりくりができるような内容になっているのかどうか、その辺が心配なんですけど、もう少し正確にお答え願えたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど給付のお話がありました。総合事業の開始に伴い、要支援者の生活援助サービスである訪問看護と通所介護については、平成29年度から町が実施する独自サービスへと段階的に移行しており、平成31年度以降、完全にその事業に移行しております。

本町における総合事業の指定事業者につきましては、現在、訪問介護サービス事業者で9事業所、通所介護サービス事業者で11事業所の計20事業所を指定して事業実施をしております。

現在、総合事業の利用対象者は、要支援1、要支援2の認定者となっており、本町における令和3年1月末現在の要支援認定者数は143人、また利用実績では、訪問型サービスが30件、通所型サービスが25件、介護予防ケアマネジメントが36件の利用となっており、給付実績では、訪問型サービスが約52万円、通所型サービスが約67万円の給付となっております。

要支援・要介護認定者全体では過去5年の推移を見ると、大きな増減はなく、800人前後で推移していますが、介護度区分を見ると、要支援から要介護への移行が顕著であり、総合事業の給付実績としては減少傾向となっております。

訪問型サービスと通所型サービスの対象者について、令和2年10月に介護保険施行規則の一部を改正する省令が公布され、利用対象者の拡大と報酬の弾力化の観点から、要支援に限定されているサービスの継続性を担保し、地域とのつながりを維持してもらうため、要支援のみでなく、要介護認定を受ける高齢者でも訪問・通所型の総合事業のサービスを受けられるように改められました。

また、報酬についても、国がサービスごとに取り決めている上限額について、市町村の判断で上限を超える報酬額を設定することも可能とするものとなっております。

本町で実施しているサービスは、多くの自治体が基本にしている旧予防給付相当のサービスであり保険給付と同水準の給付となっておりますが、来年度以降について事業者の安定的な経営に

向けて、介護保険報酬改定等を参考に適正な報酬単価の設定ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 事業者が安定的に事業が運営できるように、そうした部分も検討していきたいという答弁でございました。

町の負担が増えると、裏返して言えばなるとは思いますけれども、やっぱり皆さんが安心して介護を受けられるような体制をつくっていくためには、やはり事業者の人にもしっかりと事業をしてもらう必要があると思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは3番目に、新型コロナ感染拡大の抑制についてお尋ねいたします。

山口県における検査体制の整備は、かかりつけ医が必要と判断した際にPCR検査を行う地域外来センターが14カ所設置をされ、加えて発熱患者の相談・受診・検査に当たる診療検査医療機関を448カ所を指定するとともに、受診相談センターを設置し、24時間対応の電話相談体制も整備されており、検査体制は相当整備をされてきているというふうに思っています。

新型コロナウイルスの感染状況は現在、1日1,000人前後とかなり収まっていますが、一方で、下げどまりになっているとも言われています。

国立感染症研究所の脇田所長は、新型コロナの難しいところは、発症する2日前ぐらいから5日間ほどが非常に感染力が高いと。つまり、症状のないときに感染を広げるということを述べ、医療機関や高齢者施設でのPCR検査は重症化しやすい病院や施設に入っている人たちを守るためにもとても大切だと提言をされています。

山口県では、県のほうで5つの高齢者施設が何かでそうした検査をやられたという話を昨日耳にしたんですが、一日も早い終息のために高齢者施設などで集中的な検査を行うべきではないかというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしますとともに、そうした方向性を県に提言していただきたいと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

高齢者施設等では新型コロナウイルス感染症の発生を防ぐため、事業所では特にさまざまな取り組みを行っておられます。

具体的な取り組みといたしましては、入所施設では入所者の親族の方の面会を制限しています。また、従事者の親族の方が県外から帰省され、他県外で濃厚な接触があった場合、1週間から2週間の出勤停止措置を講じています。

また、発熱等の症状があれば独自にPCR検査を行う事業所もあり、事業所ごとに新型コロナ

ウイルス感染症への感染防止対策を行っています。

昨年の12月議会定例会でも議員から、クラスターを未然に防止するため、先手を打って検査をするべきではないかというような同様な御質問をいただき、町内ではいまだに感染者が確認されていませんし、感染が拡大していない状況にあることから、先手を打って検査を行う必要はないとお答えをいたしました。住民の安心感の醸成のため、PCR検査体制の強化・拡充は必要でありますので、高齢者施設でのクラスター発生の防止策として、抑止策として集中的な検査を行うなどの検査体制の強化・充実について、機会があるごとに国や県に働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、新型コロナの感染の問題については、ワクチン接種のほうに全体的に関心がいっていると思います。そうした中で、それだけで収まるとは思えないという視点から、感染拡大の方針に対しての検査体制の拡充ということを改めて取り上げさせていただきました。町長の御答弁で結構だと思います。

最後になりますけれど、イタリアーノひらおの事業についてお尋ねをいたします。

イタリアーノひらおプロジェクトが2年間取り組まれ、3年目を迎えることとなりますが、これまで地域おこし協力隊員を中心にオリーブの特産品化に向けて取り組むことが表明されているところでありますが、先般2月27日の植樹イベントの際に町長から、オリーブの特産品化に向けて取り組むと改めて挨拶の中で表明されました。

そこで、今後のこの特産品化に向けての計画は、いかがなものか、まずは1点お尋ねをいたします。

それから、室津半島がイタリア半島にどことなしか似ているということで、イタリアーノひらおということになってきているようなんですが、そのイタリアは2018年の実績で——私はその少し前の実績で47位と書いておりましたけれど、世界で49位の水産国で、今の佐賀地域の漁業の振興についても取り組まれているところですが、イタリアーノひらおのプロジェクトの中に漁業の振興も取り組んでいったらどうかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

それから最後になりますが、漁師を目指す方については経験豊かな漁師さんについて3年間程度の研修というか、手伝いをしながら漁の仕方を習う制度が国の制度と県の制度と2つの制度があるようです。県の制度でいえば月に15万円程度の保障というか、見習期間の給付というか、漁師さんのお手伝いをしながらのアルバイト料金とか、そういう感じではありますが、これでは生活ができないと辞退された方が近隣の自治体ではおられました。

そういう15万円程度の保障でアルバイトは禁止をされているというので、独身の若い人であ

ったら15万円が収入の全てということになります。これからの漁業の振興を考えれば、町独自の
の上乗せということができないものかということについて、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） イタリアーノひらおについてということで、まずはオリーブの特産品化
の計画についての質問にお答えさせていただきます。

本町でのオリーブ栽培につきましては、令和元年度に173本、令和2年度に146本、令和
3年度にはさらに100本程度をコンサルの指導を受け、土壌や栽培状況を変更しながら植栽す
ることといたしております。

これから町が植栽するオリーブにつきましては、観光的なシンボルとすることに加え、本町独
自の栽培方法の確立に向け、栽培試験を行うことを目的としており、今後、本町の取り組みを参
考にされ、町内で栽培が始められる人が出てくれればと考えているところでございます。

なお、現在、オリーブ栽培に興味のある人、栽培を検討している人を対象としてオリーブ研究
会を立ち上げて準備を行っているところであり、将来的には研究会のメンバーが中心となり、本
町のオリーブ生産が進んでいくことを期待しているところでございます。

町の試験圃場で収穫されたオリーブは、町として、特産品化のための素材として活用すること
を考えております。この収穫までには植栽後3年はかかると見ておりますが、栽培から加工品の
製造までについては、オリーブの木1本当たりの収穫量・搾油量、加工経費などから収支の予測
は行っています。

町が植栽する経営規模では大きな収穫が上がるわけではありませんが、将来的には指定管理に
よる栽培管理も含め、検討していきたいというふうに考えております。

次に、イタリアーノひらおと漁業振興についてでございます。

イタリアーノひらおによるまちづくりは、その取り組みの柱となる平生町未来戦略における政
策目標3、地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出との考え方を発端として始めたもので
ございます。

現在進めております地方創生推進交付金事業を活用してのイタリアーノひらおプロジェクトで
は、具体的に水産業に関連した取り組みは含まれておりませんが、イタリアーノひらおの地名度
向上と相乗効果により、水産業の振興についても経済の好循環を生んでいくというのが政策目標
の取り組みを進めていく上での基本的な考え方でございます。

既に町に特産品として存在します魚醤など特産品を含め、イタリアと関連づける切り口につい
て研究しながら、本町の水産業の振興についても取り組んでいく必要があると考えているところ
でございます。

それから、新規漁業就業者となるための研修生に対する支援の上乗せができないかという御質

間でございます。

現在、山口県内において漁業研修期間に活用できる支援事業といたしましては、県の新規漁業就業者定着促進事業と、国の漁業人材育成総合支援事業がございます。研修生の受け取ることができる支援につきましては、県事業については月額15万円、国事業につきましては漁業指導者との雇用契約により賃金の支給を受け取ることになります。計算したら多分、国のほうが多いのではないかというふうなことらしいです。

本町での漁業研修の場合、既に独立いたしました3名の新規漁業者については、全て国の事業を活用してきた状況でございます。国の事業を活用した場合、研修に従事した時間や水揚げ量により受け取る賃金は増減することとなりますが、そのことも含め、今後漁業者として生活していく上での重要な研修となっていると存じております。

現在、町独自の経費の上乗せは考えてはおりませんが、漁業の新規就業者対策は本町にとって重要な課題であるだけに今後、研修中の実態から、その必要性があると判断されれば検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時にいたします。

赤松議員の2回目の質問から始めます。いいですかね。

午後0時01分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、イタリアーノひらおについて答弁はいただきました。

オリーブについても、第五次の総合計画の中にも先ほど答弁にありましたように、オリーブレモン研究会の会員数の目標が定められております。そういう点では、だんだん具体的に近づいてきているのではないかと思います。

この二、三日前に、東日本大震災10年ということで、赤旗の日刊紙に連載があるんですが、その中に宮城県の石巻の雄勝地区のことが取り上げられておりました。その中に、140本の北限のオリーブからオリーブ油をつくり、小売までする6次産業化で若者の創出を目指す事業を進めていると、こういう記事なんですけど、あそこが北限のようなんですが、その140本でそういう事業を進めているというんですから平生のほうが大分上なんで、ぜひ大いに進めていただければというふうに思っています。

それから、2番目については突然言い出したことなんですけど、研究しながら取り組んでいきたいという表明でしたのでよろしいかと思います。

それから、最後に町の上乗せはできないものかどうかという質問をしました。平生町では、これまで国の制度を活用してやってきたので、研修を受ける人にどれぐらいのお金が回ってきたのかというのはよくわからないところがあるんですけど、でも3人の方が今年からちゃんと本格的に一本立ちするための制度を受けておられるということなんで、まあまあ問題なく来たんじゃないかというふうには思っています。

これからも、新規の人は大いに募集していきたいということで、検討するような話もありましたので、ぜひそのように取り組んでいただけたらと思っています。

以上で終わります。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、SDG sの取り組みについて伺いいたします。

持続可能な開発目標、SDG sは2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標です。

日本国としても取り組みが進められ、各自自治体でももう既に進められているところがあります。昨年は、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことから明らかなように、グローバル化が進んだ現代において、国境を越えて影響を及ぼす課題により一層取り組む必要があると実感しております。

当町では、このたび第五次平生町総合計画が策定されました。また、当町での令和3年度の予算で、1つ1つはしっかりと予算を組まれており、SDG sに沿っている面もありますので、これに並行してSDG sを周知し実行していくことができると考えます。

町民一人一人が考え、行動し、よりよい未来をつくっていけるよう、さらなる施策に取り組まなければなりません。

町長は、このSDG sについてどのようにお考えでしょうか。また、取り組みをされようとするものがあれば伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 岩本議員から御質問をいただきましたSDG sにつきましては、ご指摘のとおり2015年9月の国連サミットにおいて採択された、我々の世界を改革する持続可能な開発のための2030アジェンダで示された持続可能な開発目標でございます。

これは、17の意欲目標「ゴール」と、169の行動目標「ターゲット」と、232の評価指標「インジケーター」が設定されているものであり、貧困、飢餓、経済成長から平和までをその

活動目標とする広範囲なものでございます。

その目標の理念としては、地球上の誰一人として取り残さないこととされ、現在だけでなく将来の世代の欲求も満足させるという概念が取り入れられております。

このたびの第五次平生町総合計画においても、SDGsの考え方を取り入れていくこととしておりまして、昨年9月には総合計画策定実行計画部会において、SDGsの考え方を学ぶ研修を実施したところでございます。

SDGsに係る概念、知識はかなりのボリュームとなることから、今後は職員を対象に研修や情報提供を継続していくこととしております。その上で、総合計画における施策とSDGsの関係性を明示し、住民の皆様へ説明、周知を行いながら、その実現に取り組んでまいりたい所存です。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） しっかり取り組みが必要だと思います。

SDGsの取り組みをしている自治体には、例えば福岡県北九州市の魚町商店街の皆さんたち、これは企業や団体等の連携をもった取り組みをされており、また大牟田市の大牟田市教育委員会では、市の全ての小中学校で、また鹿児島市ではそのまちはいくえんと園児たちも取り組んでおる事例がございます。これらは、外務省のホームページで紹介されていますので、詳しいことはそれを見られたらわかると思います。

地球温暖化が進み、思いがけない災害が起こっている昨今で、SDGsの取り組みを進めることは防災にも、町民の安心・安全なまちづくりにもつながってきます。SDGsは17項目もありますので、町報やホームページなどで特集を組み、町民に身近に感じてもらい、みんなで行動し実践していけるようにしていくことはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 再度説明、もう一度すいません。

○議長（中川 裕之君） 聞き取りにくかったんですね。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） すいません、SDGsは17項目もありますので、町報や平生町のホームページで特集を組み、町民に身近に感じてもらい、みんなで行動し実践していけるようにしていくことはいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、大変重要な、世界で重要な取り組みだと思っております。国や県も、今一生懸命取り組みを行っているところでございますが、例えばこの近くでは宇部市さんが第四次総合計画後期実行計画の中に、自治体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みは、地

方創生の実現に資するものであり、国が策定した持続可能な開発目標実施指針を踏まえ、取り組みを推進するとし、各主要事業に17の持続可能な開発目標のロゴマークを指示、またそれぞれの個別計画においてSDGsとの関係性を明示し、その観点をもって計画を推進することとしております。

我が町も、ぜひともこのような形になるかどうかわかりませんが、少しでも住民、町民の皆さんに御理解いただけるように、広報活動も含めて進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） しっかり皆さんに周知してもらえよう要望して、この質問は終わりにいたします。

それでは、2番目に自殺予防の取り組みについて、2点お伺いいたします。

まず1点目に、昨年1年間で女性の自殺者が急増しております。死を選ぶ要因として、経済面での不安や心身の健康問題や人間関係の問題などが挙げられています。新型コロナウイルス感染の拡大がもたらす社会全体の息苦しさや、外出の自粛などによる孤立感との関連も指摘されています。

一方、小中高生の自殺者も全国で480人と過去最多を記録してしまいました。

2006年に自殺対策基本法が制定され、国や自治体や民間の取り組みが一定の成果を上げていましたが、コロナ禍の中で自殺は再び増加に転じて、新たな対応政策が必要ではないかと思えます。

当町において、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目に、自殺予防の対策について。自殺対策基本法は、平成28年4月より改正されました。国は、令和2年度第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化に向けて、相談体制の拡充、相談員の要請及び質の確保、自殺防止対策の情報発信の強化事業が盛り込まれ、これらの取り組みの交付金も出るようになっております。

地域では、地域の実情に応じた事業計画を策定していくことになると思いますが、町長はこれらをどのように受け止め、どのような取り組みをお考えかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 自殺予防の現状についてお答えいたします。

令和2年の全国的な自殺者数の動向としては、新型コロナウイルス感染症の第1波が起こった2月から6月では、前年比14%減少したのに対し、7月以降、自殺者が急に増加し、前年比で16%も増加しました。特に、10月の自殺者数は、前年比45%増となっています。

なお、年間の自殺者数の合計は2万1,077人であり、前年比で908人増加し、11年ぶ

りに増加に転じております。

男女別では、男性の自殺者が26人減少しましたが、女性の自殺者が934人増加しています。

また、令和2年に自殺した小中高生は479人で、前年より140人増え過去最大となりました。中でも、女子高生の自殺者は、前年の67人から倍以上の138人と急増しました。

なお、令和2年の数値は厚生労働省発表の暫定値です。

山口県の動向としては、令和2年の自殺者数は230人で、前年より19人増加しています。

また、本町の動向としては、平成21年から30年の10年間の平均で1年間に約3人の方が自殺で亡くなられています。なお、令和2年の自殺者数については、現段階で厚生労働省、警察庁及び山口県から発表がなく、把握できておりません。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られておりますが、令和2年、特に女性の自殺者数の増加については、厚生労働大臣指定法人のいのち支える自殺対策推進センターが公表しています。コロナ禍における自殺の動向によると、10月に自殺が急増した要因として、新型コロナウイルスの影響により、自殺の要因となり得る雇用、暮らし、人間関係等の問題が悪化していることで、社会全体の自殺リスクが高まっていることに加えて、相次ぐ有名人の自殺及び自殺報道が大きく影響した可能性が高いとされております。

また、小中高生の自殺者数の増加については、この要因以外に緊急事態宣言に伴う異例の長期休業や、逆に夏季休業の短縮化などで精神疾患や鬱病が前年より増えたなど、新型コロナウイルスの影響もあるのではないかと、文部科学省も自殺者急増の原因の分析を進めているところでございます。

次に、自殺予防の対策についてでございますが、国を挙げて誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正されました。

本町でも全庁的な取り組みとして、自殺対策を推進するため、今年度平生町のいのち支える自殺対策推進計画を策定し、現在パブリックコメントを実施しています。本計画の実行を通して、誰も自殺に追い込まれることのない平生町の実現を目指してまいります。

年間自殺者数をゼロにすることを目標に掲げていますが、これを実現するために国や県、他市町、関係機関、関係団体、企業、住民それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携協働の仕組みを構築することが重要となります。

心の健康相談など、庁内関係課の相互支援、相談体制の拡充の構築、さらにさまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成や、自殺対策における住民一人一人の役割についての意識が共有されるよう、広報などを通じた啓発活動

を推進し、自殺予防対策に取り組んでまいります。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 自殺防止対策の最終目的は、地域住民の命を守ることです。自殺に対応できる社会の仕組みやセーフティーネットを準備することは、ほかのあらゆる問題にも対応できますし、仮に状況が変化しても柔軟に対応できる地域の力を育てていくことになりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

3番目に、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の予定についてお伺いいたします。

他の自治体では、既にもう集団接種の運営を想定する会場で訓練を実施しておられるところがありますが、当町もウイルスワクチンが近いうちに届くと思いますので、時間を置かずスムーズに摂取できるよう、準備が必要だと思います。

そこで、どのような工程でワクチン接種が進められるのかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の予定についてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、現在、我が国を含め世界各国で開発が進められており、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、県の広域的視点、市町村の住民に身近な視点から必要な体制の確保に取り組んでいくこととされており、国の指示により医療従事者の接種は県が実施主体、住民接種は市町村が実施主体となり、おのおのが体制の整備を行っています。

本年2月14日に、米製薬大手ファイザー社が開発した新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチンが、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の承認を受けたことで、国内でも2月17日から医療従事者への先行接種が開始されたところです。

ただし、ファイザー社から日本へのワクチン供給は当初2021年6月までに日本側に6,000万人分の供給を受けることで合意していたところ、実際の契約時にはこの6月までが削除され、さらにこのワクチンはベルギーで製造されていますが、EUが輸出透明化メカニズムの対象としたことで、ワクチンの具体的な供給スケジュールが現時点で不透明な状況となり、当初国が示した接種スケジュールはかなり遅れが生じています。

なお、住民の接種については、原則居住地の医療機関で接種を受けることになり、また国が接種順位を定めていますので、まず65歳以上の高齢者から接種を行うことになります。

こうした中、本町におきましては、2月5日に新型コロナウイルス接種対策チームを設置し、全庁的な実施体制の確保を行うとともに、ワクチン接種の体制整備に関する準備を行っています。

本町のワクチン接種の工程としましては、令和3年度中に65歳以上になられる方へ、4月上旬から4月23日の間に順次ワクチンの接種券等を発送します。それ以外の方の接種券の発送時期はまだ国から示されておらず、発送時期は未定です。

接種券発送後、広報、お知らせ版及び個別通知などにより、町が行う集団接種の日程を周知しますので、接種を希望される方は御都合がよい時間に合わせて、予約受付専用ダイヤルやLINEアプリなどで接種の予約をしていただき、当日、接種券、予診票、本人確認書類を持参の上、接種会場で接種をしていただくことになります。

集団接種については、高齢者の方は移動手段がない方も多いことから、地域交流センターや町体育館で巡回接種が行えるように関係課と協議を行うとともに会場内の配置等を検討しているところです。

なお、巡回接種を行う場合、3つの密を避ける必要もありますし、接種後の待機スペースも必要ですので、全ての交流センターで巡回接種ができない場合もあります。

また、町内7カ所の一般診療所にも、個別接種の協力を依頼し、実施について御快諾をいただいておりますので、診療所での個別接種も可能です。

個別接種の場合、診療所ごとに予約方法が違います。また、診療所での個別接種は、一般患者の診療に影響が出ないように、1日当たりの接種者数が各診療所で違いはありますが、限定的な人数となり、かかりつけの患者が優先される場合もあります。

なお、ワクチン接種後に副反応が起こる可能性もありますので、特に高齢者の方で基礎疾患を有する方はかかりつけ医に相談し、その医療機関がワクチン接種を実施していれば、その医療機関で接種されることをお勧めします。

なお、基礎疾患を有する方は、例外として町外の医療機関でもワクチン接種を受けることが可能です。

最後に、本町で住民接種の開始時期については、現時点では国からワクチン供給の詳細なスケジュールが示されていないため、変更の可能性がありますが、高齢者の接種は5月の連休後から本格的に実施できるのではないかと考えております。

その後も順調にワクチンが供給されれば、約2カ月で高齢者の接種のめどが立ちますので、国が定めています接種順位に従って、次の段階として基礎疾患のある方、60歳から64歳の方、最後にそれ以外の一般の方を順番で接種を行うこととなります。

なお、4月以降に実施を兼ねた高齢者向け優先接種が行えるよう、今、県と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 接種会場もたくさん設けられるようですが、ひとり暮らしの方や外出のできない方など、接種を希望される方で接種会場まで行けない方への対応はどのようになるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、考えているのが、いろんなパターンがあると思いますので、そのときにどういう措置を取ればいいのかなどというのを一緒に考えていきたいと思っておりますが、例えばタクシー券を余計にお配りするとか、そういうことも考えていかないといけないのかなというふうに思っております、どのぐらいの方が実際に行けないという状況になるのかどうか、それに応じてどういう対策を取るかということは検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） しっかりと皆さんにワクチン接種がスムーズに受けられるよう要望いたしまして、よろしくお伺いいたします。

以上で、質問を終わりにいたします。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、窓口業務について質問いたします。

現在、国は行政手続やサービスのデジタル化を進めています。各自治体にも業務の電子化を求めています。そして、今回発生した新型コロナウイルス拡大における対応など、窓口業務は大きな変化の中にあります。住民生活に密着した業務ですから、まず現状についてお伺いします。

コロナについては、全国に感染者が広がった中、平生町では幸いにして感染者は出ていません。行政のさまざまな取り組みが功を奏した面もあると思います。今までにない窓口対応を求められています。試行錯誤の上、問題点や改善点など、見えてきたのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

2つ目は、春の異動シーズンにおける窓口業務についてお聞きします。

春は、職員の異動の時期でもあり、入ったばかりの新しい職員もおります。なれない中、住民の転入、転出や各種届出そして申請業務に携わることになります。スムーズな対応がなされているのでしょうか。お聞きします。

3番目は、クレームへの対応です。

窓口に来られる方の中には、ハードな対応を強いられる人もあると思います。そうした場合、対処方法はどのようにされているのかお聞きします。

4番目は、外国語への対応です。

海外との交流が進むことで、平生町にも日本語が理解できない外国人の滞在が増えることも考えられます。その場合の窓口対応について質問いたします。

以上が、現在の窓口業務についての質問です。

次に、2040年に向けた窓口業務の取り組みについて質問いたします。

全国的にも、2040年には高齢者の人口がピークを迎えると言われています。平生町ではこの年、15歳から64歳の生産年齢人口が急減するようです。それを見据えた持続可能なサービス基盤を構築する用意を進めていかなければなりません。人口減少による財政の悪化もあり、今までどおりの窓口業務は無理となります。

現在の対策としては、業務の見直しと簡素化が必要となります。どのような取り組みをされていますか。お答えください。

2040年に向けてなんですけれど、この年にしっかり窓口業務ができるように、未来技術の活用が求められています。しかし、情報システムを活用した自治体業務の改革はすぐにはできません。システムの構築や更新には、数年かかると言われています。また、システム間の連携を図るための標準化や共同化にも時間がかかります。その上、システム化に対応するための業務の見直しや条例の改正も必要となります。

2040年に向けて20年もあるように見えますが、20年しかないとも言えます。未来技術の活用に向けたスケジュールと取り組み方針を質問いたします。

以上、窓口業務の現状、そして未来、業務改革の取り組み、以上の質問をいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、窓口業務で今回のコロナ禍の対応の検証につきましてお答え申し上げます。

庁舎における新型コロナウイルス感染症の対応といたしましては、令和元年度末から令和2年度初めにかけて、健康保険課が新型インフルエンザ対策として保管していた不織布マスク及び消毒用アルコールを職員の感染予防対策として各課に配布したことが最初となります。その後の取り組みといたしまして、施設の除菌、除染、消毒を想定した噴霧器を6台購入したほか、4月下旬には特別定額給付金支給事業による申請会場内での感染対策と合わせて、窓口業務担当課に透明のビニールシートによる仕切りをカウンターに設置しました。

また、本庁舎以外の各コミュニティセンター等の公共施設への消毒用アルコールの配置を行っております。

6月からは、窓口での感染対策を強化するため、現在も設置しておりますが、組み立て式のアクリルパーティションの設置を始めております。配置にあたっては、各課の要望を聞きながら行

っており、追加や新たな設置及び各種会場や行事等にも要望があれば柔軟に対応しております。

消毒用アルコールについては、補充用も含めて十分な量を確保しつつ配置をしております。令和3年に入ってからは、手で押すタイプのほか、足踏み式スタンドを30個準備し、各施設へ設置したところ です。

また、町外の事業者などが窓口を訪れることも少なくなかったことから、不要不急の外出を最低限にとどめることや、必要な来庁者にはマスクの着用を徹底するなどのお願いをすることとし、その旨を町ホームページへ掲載や、庁舎への掲示を行い、注意喚起を行っております。

今後の対策といたしましては、サーモグラフィーを導入し、年度末までに本庁舎並びに各地域交流センターに設置をしていく予定としております。来庁者から自らがおよその体温の確認をしていただき、自ら体調に異常がないかを知るタイミングにさせていただければと思っています。

これまで、コロナ対策の交付金を有効に活用し、職員を感染症から守る対策を講じてきております。庁舎管理の面からは、ある程度有効な対策ができているのではないかと考えております。今後も緊張感を持って、必要な対策に努めてまいりたいと考えております。

窓口業務、春が転入、転出等引っ越しの季節でございますが、窓口対応に問題はないかということでございます。

2019年度の転入、転出、転居の届出件数は、年間711件あり、そのうち、3月から4月までの2カ月間は247件で、年間件数の35%が集中しているため、大変窓口が混雑します。その際、転入手続においては、住民票の異動に加え、住民票の写しの交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの継続利用等、複数の手続があるため、待ち時間が長くなるという課題があります。

また、手続を行う本人や家族の状況等によっても必要な手続が異なることから、1つの窓口で手続が完了しないこともあります。その場合には、必要な手続の一覧表をお渡しするとともに、職員においてもマニュアルをもとに共通認識をしておりますので、必要な手続の窓口へ御案内をいたしますが、来庁者には他の課に移動していただくなどの不便をおかけすることになります。

今後、新庁舎に移転後は、1階に町民福祉課、税務課、健康保険課を同じフロアに集約しておりますので、来庁者には移動していただくことなく、担当職員の方が窓口へ移動し、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、クレーム対応はどうかということですが、窓口におけるクレーム対応につきましては、相手の方の話をじっくりとお聞きし、相手の考え方や心情を理解することに務め、冷静な対応を心がけております。

その上で、法や制度にのっとり、適正な事務処理を行っていることを説明し、理解していただくよう努めておりますが、なかなか理解していただけない場合は、複数名での対応や、別室で対

応するなどの対策をしております。

また、クレームの内容については、課内で共通認識を図るとともに、改善すべき点について検討し、親切でわかりやすい行政手続となるよう随時改善に取り組むよう努めております。

それから、外国語への対応につきましては、令和3年2月末現在の外国人住民数は86名で、技能実習や医療を在留資格とする中国、ベトナム国籍の方が多く転入されております。その際には、通訳のできる担当者と一緒に来庁されるため、特に支障は出ておりませんが、今後外国語での対応の必要がある場合には、広島広域都市圏連絡協定に基づき、広島市外国人市民の生活相談コーナーが利用できますので、電話で通訳を依頼してまいりたいと考えております。

また、多言語音声翻訳機器等の活用についても検討してまいりたいと考えております。

それから、業務の改革は進んでおるのかという御質問でございますが、未来技術の活用に向けた取り組み方針については、御指摘のとおり、自治体においては人口減少社会の中で、行政サービスの継続と住民の利便性向上のため、行政手続に最新の各種デジタル技術を活用することによる業務効率化を図り、得られた時間を職員でなければできないより価値のある業務に注力することで、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

このことから、先端技術であるAIやソフトウェア型のロボット、いわゆるRPAの技術を取り入れた業務を行い、現場の生産性向上を図る自治体が増えていると認識しております。

一方で、これらのツールを導入、運用してゆくためには費用も必要であり、職員にも一定の知識が必要となります。

また、対象となる業務を自動化しやすいように、業務そのものを標準化するなどの見直し作業も必要となります。

このような標準化やデータの電子化について、各種研修等を通じて、AIやRPAの技術の導入に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

なお、本町では令和3年度事業として、自治会関係の申請事務について、AIを利用した自動読み取り技術の導入を予定しております。また、この事業で導入の有効性を検証し、得られたノウハウをもとに他業務への展開も図りたいと考えております。

なお、RPAについても、検討及び検証を重ねるなど導入に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） コロナへの対応は、しっかりいろいろやっつけらっしゃるようですけど、最初のころにマスクが足りないとか消毒液が足りないとかいうので右往左往した覚えがございます。

こういうことは、平時にどうしていくかというのをしっかり視点を集めておいて、もちろんそ

ういった医薬品その他もある程度保持していかななくてはならないと私も思っております。平時の準備が大変重要になると思っております。

2の、春の異動に対してのマニュアル化してあるという話も今、されました。マニュアル化もとても大事ですし、ただ制度が、コロナの場合もそうなんですけど、国って結構制度がくるくる変わってきて、それを一々、職員が理解して、それをまた住民にきちんと話をしていけないといけない。しっかり理解できないと、住民ももちろん理解できないことにもなりますので、そういった理解する力も育てていかないけないと思います。

また、忙しいときに、次の新しい庁舎に入ったら1つのフロアで、その人の下へみんなが来て対応できるんじゃないかというお話もございました。それももちろん、すごい今から楽しみにしているんですけど、それとともに、以前各課で協力できないかという話をしたことがあります。今まで窓口業務をしていた人が別のところに今いる。でも、ここが忙しいのなら、ちょっとこの人を借りれるようなシステムはやっぱ無理でしょうか。各課を横断的に移動するようなことはできないかというお尋ね。

さっきの多言語音声翻訳システムの話もございました。これ、1万円ぐらいからその辺に売っているのはあるんですけども、自治体専用に進化した、そういった多言語の翻訳システムもあるように聞いております。広島広域で取り組んでいますので、これ、みんながきちんとそれを知っていて、こうしたときにはこの番号にかけたらいいいというのをしっかり職員に周知していただきたいと思います。

窓口業務について、住民は割と平生町の窓口業務を満足しています。丁寧で優しくて温かいという評価もいただいております。でも、まだ改良すべきところはあると思うんです。何をどう改良していくかというのは、もちろん窓口業務の方が一番よく知っています。その改良していこうという意味があっても、今窓口業務、結構忙しいところは忙しいんです。ちょっと差がありますので、そんな提案なんかしておられないというのが実情だと思います。

そういった中で、こういうふうな窓口業務の改革があるという、それが発表できるような環境整備といいますか、あまり忙し過ぎるようでしたら、仕事を平準化していくとかいう形で、自分がどう窓口業務を改革していくかという視点でできる窓口業務の職員が欲しいと思いますので、その辺りの育て方というのを知りたいと思います。

あと、未来技術を使っていくのにあと20年しかないと言いましたけれど、先ほど言いましたように、その間にシステム間の連携を図るための標準化や共同化、いろんなことがありますので時間がかかると思います。その辺りについてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、前にいた方に来てもらって、忙しいときに来てもらえばいいんじゃないかという御提案でございますが、御承知のとおり職員が大変少ないんでございまして、新しいところに行っても、多分忙しくて窓口のほうに行けって言えない状況ぐらいになっていると思います。できるのであれば、そのようにしたいなと思っております。

また、窓口担当されている方は確かに忙しいときは先ほどもおっしゃいましたように、3月4月はたくさん住民票とかの異動とかで大変な時期があると思いますが、ほかにも結構忙しいんでしょうけど。この間、私もいつでしたかね、職員の皆様にも言ったんですね。今やっている仕事を何か変えたら楽になるんじゃないかというようなことを考えてみたらどうかと。そんなすごいことを言うんじゃないなくて、例えば簡単に言えば、今までここに置いてあったからってここにずっと置いてあったんだけど、結局これを横に持っていったらすごくスムーズになったというような提案でもいいんだということで。何かそういう改革改善を1つでも出してみたらどうかという話はさせてもらったんですけど。そういう気持ちを持っていただいて、職員の皆様方が仕事をしている中で、こうしたらどうかっていうような提案をぜひ出していただきたいなというふうに思っています。それが全庁的に横展開できれば1番いい状況になるのかなと思っております。

それから、新しい技術とか新しいのには時間がかかるというのは確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、そういう新しいものっていうのはものすごく早い動きというか、日進月歩で、本当に昨日までそんなこと考えてなかったよねっていうようなものがここ1、2年でほんとにできたり、できるような状況ですので、よその団体も研究しながら早くそういうのをやっているところについては研究させてもらって、うちでどのようにできるんだろうか、町の大きさにもよりますし、大きな市ではできるかもしれないけど、私どものような1万2,000人弱の町民の中で実際にそれが有効性があるのかどうか。お金をかけてやったのがどうなのかということも検証しながら今後検討してまいりたいなと思っております。

使えるものは本当早く使ってあげたほうが職員も楽になりますし、無駄な作業もなくなってくれば違うことに時間を費やせるということでございますので、今後検討をよくしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、いいお返事というかいいお考えをお伺いいたしました。改善や改革を引き出していき、そういった町長の姿勢がそのまま課長の姿勢になり、職員に伝わっていくのではないかと期待しております。横断的に取り組めるように、また新しい庁舎ができるので、そのフロアを使う展開の仕方っていうのも、今しっかり町長も考えていらっしゃると思

いますので、その辺りもお願いできたらと思います。

今、町長1万2,000人ぐらいでどうシステム化がいいか、悪いか、お金、費用対効果もどうかっていうお話もされました。その費用対効果なんですけど、どこの県でしたか、県と市町村が一緒になってそういったシステム化をしている、そういったのを取り組んでいるところもございます。単独でやるか、スケールメリットを取っていくかっていう方法もありますので、その辺りのことも検討していただけたらと思います。

住民にとって行政窓口っていうのはちょっと敷居が高いんですけど、1万2,000人ぐらいのちょうどいい規模ですので、顔の見える関係でお互いがいろんな業務ができれば町民との協働もできますし、クレームも顔の見える人には言いづらいものですから、そういった1万2,000人という規模を最大限に生かす取り組みも期待したいと思います。

2番目の質問に入ります。農業政策について質問いたします。

平生町の農業を取り巻く環境は就農者の高齢化や担い手不足に加え、水路や施設の老朽化など厳しいものがあります。平生町では小規模農家が多く、先祖が開いた田畑を何とか守ってきたが、それも難しく耕作放棄地や太陽光発電設備設置など、農地転用も進んでいます。平生町の農業が危機的な状況にあると思います。これは全国的な問題でもあり、農水省も各種の支援事業でテコ入れをしています。平生町で利用できた事業や支援策の効果はどうだったでしょうか。これまでの農業施策の成果と課題をお尋ねします。また、今後の取り組み方針についても質問いたします。

以上は産業育成の視点での農政についての質問です。次に、住民全体から見た平生町の農業のあり方について質問いたします。

昨年より農水省は農業及び農村への国民の理解醸成を項目として挙げ、取り組んでいます。農地は御存じのように、食料の安定的な確保や地域社会の形成、そして環境保全など多面的な役割を担っています。町民に安全で安心な農作物を届けることは、行政の大切な使命であると考えます。現在、輸入品が多く出回る中、その安全性については、東京大学の鈴木教授をはじめ、たくさんの方が警鐘を鳴らしています。

私たちは気が付かないうちに成長ホルモンで太らされた輸入肉を食べ、欧米の消費者が購入を避けている穀物や野菜、果実を食べています。これは政府が工業製品の輸出と引き換えに、農産物の安全基準を低くしたものを輸入できるようにしたからです。

せめて平生町の町民には健康によい、安全で安心できる食べ物を供給していきたいと私は考えます。自然豊かな活気あふれる幸せな町であるために、農業は大きな土台となります。地産地消で平生町の農業を住民全体で支え守っていくという意識の醸成も必要だと考えます。

以上、産業育成としての農業政策のこれまでとこれからの取り組み。そして、住民全体にとっての農業政策のあり方をどのように考えられているのか質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

町民目線での農政とは、生産者目線と消費者目線の2通りがあるというふうに考えています。まず、生産者目線としては既存の国、県の制度を十分に活用しながら、町内の生産者の営農が継続できるような体制を構築してくる必要があると考えております。

特に、新規認定就農希望者においては貴重な担い手となることから、就農にいたるまで関係機関と連携しながら、バックアップしていきたいと考えております。

また、町独自の政策として、国や県の制度では対象とならない小規模農家への支援策についても積極的に進めていく必要があると考えております。

次に、消費者目線ではありますが、本町では安心して安全な農産物を提供するため、以前から環境保全型農業を推進しており、先に説明いたしましたように現在では特産品センターで三ツ星野菜ブランド、そしてその取り組みが継続されております。今後も継続して取り組みができるように支援を行ってまいりたいと考えております。本町で農産物の地産地消が活発になるためには、特産品センターの役割が重要になると考えております。これから特産品センターで課題になってくる安定した商品確保の取り組みについても新年度において特産品センターで商品の集荷方法について研究いただくこととしており、そのための財政支援を行っていくとしております。

また、町民が地元の農産物に興味を持っていただけるように、市民農園の開設についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今生産者目線と消費者目線の話がされました。新規就農者のバックアップもしていくというお話でしたけれど、先ほど赤松議員が漁業者に15万円でしたかね、ほかの副業しちゃあいけんというお話がございましたけれど。農業においては、どういった、いろんなメニューを国も揃えておりますけれど、今は半農半Xは古いんですけど、副業。たくさんの農業とともに、あと2つ3つの職業を持ちながら農業をしていく、その土地で暮らしていくという流れも国交省や総務省は考えているようです。今Iターン、Jターン、Uターンもそうなんですけれど、平生町においてもその産業課の管轄は農業なんですけれど、Iターン、Jターン、Uターンは別の課ですし、あと空き家を利用していくっていうのも建設課の話ですから、そういった各課で協力しながら農産物をつくってくれる人を確保、育てていくという方法も必要だと思いますけれど、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

あと、特産品センターをどう使っていくか。あそこでしっかりいい野菜がつくられているんですけど、その辺りが住民にどれくらい周知されているのか。また、量的な確保がどの程度なの

かっていう問題もあります。給食にも使っていただいていますけれど、特産品センターをどうバックアップしていくかという辺りも非常に大事になってくると思います。

今回のイタリアーノひらおで、しっかりと屋根の色をイタリア国旗の色に塗られています。中のほうもちょっと変わっています。あと、段ボールの中にこういったイタリアで平生を持っていたり、その野菜の種を購入を手助けしたりということもあるように聞いております。地域内で経済が回っていく、あそこを使うことによって、地域内で経済が回っていくっていう経済の好循環。先ほど町長もおっしゃっていましたが、その1つの方法というか、1つのモデルでもあると思います。あそこうまく使う案はお持ちでしたらお願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどのちょっと質問で回答がなかったと思います。これまでの成果と課題ということで、お答えをまず最初にさせていただきたいと思います。

農業政策につきましては、国の政策が大きく地方に影響することもあり、農業振興地域が山間部に限定されております本町では生産性重視の国の政策が甘受できない状況となっております。それでも本町ではこれまで国や県の支援事業を活用し、尾国地区、大野地区、曾根地区での圃場整備や農免農道整備などのハード事業に取り組んできたほか、ソフト事業では平成12年度から開始された現在の日本型直接支払制度の取り組みの推進や新規認定就農者への支援事業、県の産地拡大事業等による支援事業に取り組んできたところでございます。

また、小規模農家を守る取り組みの1つとして取り組んできた環境保全型農業の推進については、町で行ってきたこだわり栽培農産物の認証制度は特産品センターの法人化に伴い、特産品センターの出荷規定による三ツ星野菜ブランドとして継承されております。

町ではこれまで国の政策に沿った取り組みと町独自の小規模農家に対する取り組みを行ってきたところでありますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより本町農業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。また、耕作者不在となり、遊休化した農地の管理に困った所有者が太陽光発電業者に売却する事例も多く発生しており、農業者及び農地を維持していくことは、本町にとって喫緊の課題であるといえます。今後もこの傾向は続いていくと考えられることから、国に対しても本町の実情と国の政策とのずれを説明し、本町の取り組みに合う施策を要望させていただいているところですが、本町としても新年度において一定条件からの遊休農地の維持等の一部を補助する制度や小規模農家が農機具をレンタルする場合の経費の一部を補助する制度を創設することとしており、何とかこの状況に歯止めをかける取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、各課との連携して農業をとということでございます。各課でどんな農業の対策ができ

るかっていうのを私も聞いていないので、まず1回各課に農業施策で何かできることがあるのかどうか、その各課の自分の所管でできることがあるかどうかは、ちょっと確認してみたいというふうに思っております。

それから、特産品センターでございますが、やはりせっかく色も変えて、変えたのがよかったのか、取材がすぐ来て、私もテレビで見させていただきました。やっぱり、ああいうテレビで映ることにより、うちでいう三ツ星野菜ブランド、これを説明していただいていた。ようやく説明することで結構、スーパーとかにはそういう農薬を使わないような野菜でって書いてあるものはないですから、全くわからないわけですが、こういう特産品センターではちゃんと三ツ星がついておりますので、こういうものが買いたいという人は多分平生町だけじゃなくて、その周辺の方も結構いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。ですから、やっぱり宣伝をして、やはり健康にいいものという志向も高まっておりますので、この近く、こちらで行けば周南ぐらまで、こちらでは岩国ぐらまでの方々に周知をして、ここまで特産品センターまで買物していただきたいなというふうな取り組みをぜひともやりたいなと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

午後2時03分休憩

午後2時14分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 先ほど市民農園の話もされましたけど、私もぜひ市民農園を進めていただきたいと思います。以前は、大野のほうで市民農園あったんですけど、あれから今どこにもないので。各地域にあったら皆さん使われるんじゃないかなと期待したいと思います。平生町に行ったら自給自足ができるのよ、いい町なのよという発信をIターン、Jターン、Uターンのね。Iターン、Jターン、Uターンも地域おこし協力隊にしろ、地域振興課の管轄ですよ。さっきの家に関しては建設課ですよ。そういったところと1人の人をバックアップするのにそういうところとも手をつないでしっかりと。せっかく来られたらその方たちをきっちりとバックアップする。来られる入口になるのは地域振興課よね。そういったことも考えていただけたらと思います。

あと、今までは定年後に農業をするという人も結構おりました。役場を定年後農業に精を出すという方も結構いらっしゃったんですけど、なかなか今年がどんどん延びていって、それも難しくなっている。そうした中、せっかくいい人材が役場の中にいるので、副業化が認められたらね、条例かなにかで。それも1つの方法だと思います。大きな企業なんか副業今認めていますよ

ね。平生町で農業をやっていると思うと、先ほど言いましたように、農業だけでは食べられません。農業プラス2つ3つの職業を持って働いていく、平生で暮らしていくってというのがこれからの現実的なものではないかと思います。農業だけではちょっと無理ですので。それもしっかりしていきたいと思うんですけど。いろんな小さい職業を持つことで、平生町でもやっていたらよというモデルみたいなものがあれば1番いいのじゃないかなと思います。

食の安全については、しっかり住民にも理解していただきたいと思います。いろんな社会団体がいますよね、平生町の中にも。消費者問題協議会なんかは特にそういった安全安心な野菜というものに対しての興味といいますか、あると思います。12月のグリーンボックスも消費者問題協議会が手伝っておりますので。そういった意味でも各団体に、平生町の農業の実情と、それを応援することで地域でお金が回っていくんだよというようなことも知らせていけたらと思います。

大島はジャムズガーデンというのがありますよね。あれの平生町版がほしいなという思いがあるんですけど。1人の人が大島のジャムズガーデンを、1人の人がジャムをつくることによって地域の農業を支え、新規の就農者を、あそこ何十人か持っていますからね、支えている。それで、地域の中でお金を回しているという大島のモデルもありますので、平生町でもそういったものができたらと思います。しっかり地域おこし協力隊、次の地域おこし協力隊がどんな方かわかりませんが、使っていただきたい。今回も卒業される方に対するサポートも今考えていらっしゃるようですので、その辺りもしっかりサポートしてあげて、平生町の中で大きく育ててジャムズガーデンみたいなものをつくっていただきたいということを望んで、私の質問とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですか。

○議員（9番 細田留美子さん） 各社会团体へのPR、職員の副業を認めてくれるのは今ぱっとは言われなんでしょうから。あと、各課の連携。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 各種団体との連携といいますか、やはり無農薬といいますか、そういうことをやっているということが町民の皆さんも知らない方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに私も思っています。町民の皆様にもこういうのをやっているんだということを当然知っていただき、先ほども言いましたとおり、周南、岩国のほうまで行きわたるような、平生では無農薬野菜を売っているんだよということをみんなが周知していただけるということが今後も必要じゃないかなというふうに思っております。

それから市民農園といいますか、私かなりこれは需要があると思います。というのは、今東京のほうでは野菜つくるといのが流行ってしまっていて、御承知だと思うんですけど。ベランダで小さな野菜をたくさんつくっておられるという方、結構いらっしゃるんです。今、ようやく地方で

も仕事ができるというのがわかってきまして、昨日からニュースかなんかで1番人気は静岡県、2番人気は山梨県、3番人気は長野県と言われておりますが、やっぱり近場。東京から近いところってということがやっぱりなっちゃうんだなという感想を持っていますけど。

ただ、うちの定住対策で、御承知のとおり岩国空港ができて、平生から岩国空港まで1時間、車で。飛行機で1時間半、まあ3時間あれば東京に行けるんです。というのをもう少し都会の人に周知したいなというふうな思いがあります。3時間で行ければ当然日帰りができます。ですので、東京で勤務していて、こちらでパソコンを使ってやりながら、月に2回か3回東京に出張で行くというような生活もできると思いますので。多分東京に住まわれている子供たちの環境を考えれば、平生町は最高にいい環境だというふうに、子供を育てるにはですね、というふうに思っていますので。そういうことを都会の東京の人によく知ってもらいたいということで今、定住居住のパンフレットというかりーフレットをつくっておりますので、今後東京に私行けるようになったら新橋駅か前でみんなにこうやって配ろうと思っています。もうこれで1人でも2人でも電話がかかってきたら儲けもんじゃないかなというつもりでやっついこうかなというふうに思っています。

それから、さっきの農業の話ですけど、私も15年ぐらい前に、あれ山梨だったかな、住宅に農園がついたのを貸し出しをすると、都会に。結構大人気ですね。要するに、土日に山梨のそこに行って、泊まって、農業をして帰っていくというようなのが流行ってしまっていて、結構すごいブームに一旦なったんですね。何がいいかというと、そこで野菜つくると、山梨もそんな都会では、言い方悪いですけど、都会もありますけど、平生町みたいなのどかなところもありますので。そういうところで、野菜つくると。近くの農家の人たちがいろいろ教えてくれるんです。これこうしたほうがいいよ、これこのころに植えたほうがいいよとか、これはこういう農薬使ったほうがいいよとか、そういうことを教えてもらって、ものすごく仲よくなって、土日が楽しみだというような話を聞いております。本当にそういうことがちょっと離れすぎているからできるかどうかは別にして、そういうことも考えていこうかなというふうに思っていますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 今日は非常に温かいですが、寒い日が続いて春を思わせる日です。平生町が今日のように明るく、成長するように思いを込めて質問します。

責任水量の有効活用について。平生町は田布施・平生水道事業団には人口が多かったときに弥栄ダム建設取水負担として、今は使われていない責任水量というものがあります。これが平生町

の水道料金が原因ともなっています。そこで、この責任水量を有効活用したらどうか、太陽光発電と連動させ、水を電気分解し、水素を精製させたらいいと思います。水の電気分解の電気、太陽光発電については新庁舎、地域交流センター、学校などの公の施設の屋根を連携、活用する方法があると思います。補足すれば、耕作放棄地の活用も考えられると思います。そして、水道料金の値下げ、雇用、水道施設の維持管理、人口減少対策に資すればと思います。水素活用先進自治体の福島県浪江町、水素利活用に積極的に取り組んでいる周南市、周南市内の企業の活用事例を参考に、ぜひ具体化してほしいと思います。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、私もこれから先は水素社会になるんじゃないかなと思っております。というのも、もう国はできていますよね、ずっと前から。この水素を使って発電もできるだろうというふうに私も思っています。

ただ、先進事例を見てみますと、浪江町では、この国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構NEDOっていうんですね、ここにより整備されているわけで、これ何千億円で買ったんかよく私わかりませんが、そういう金はもちろん平生町ではできっこないです。五十数億円の当初予算から比べれば、何千億の金を持ってくることまでできません。ということは民間しかないと思うんですね、つくるとしたら。山口県周南市の事例はこれこそ民間です。大きな会社がみんな水素をつくっておられます。ですから、今山口県では、水素の車を乗っていらっしゃる方は周南市に行って補充しているという状況です。ですから、あそこは民間企業が水素をつくって、それを周南市がどのように活用するかというのをやっているんだと思います。いずれにしても大きな企業、もしくはそういう国の機関がやっていただかないと、手を挙げていただければもちろん平生町につくりたいということであれば、当然それは受けていきたいなと思いますが。

ただ、御承知のとおり、こんな水が高いところに水を材料とする企業が、水を材料とする工場を建てる人がいるかどうか。私もよく見たんです。これは浄水場ですが、これに工業用水もありますが、工業用水はもっと安くなるんですけども、一番安いところで言えば、1立方メートルで言えば、下松市さんが一番安くて456円。平生町は1,672円。約3.5倍ぐらいの差があります。ただ、こういうところで、水を材料とする企業がきていただけるものかどうかということを考えればなかなか難しい話じゃないかと思っています。確かに水素をつくるということはそれ自体については、私も賛成したいんですが、ただ置かれている状況がちょっと平生町では対応ができないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 平生町は1日に5,000立方メートルぐらいの責任水量がある

と思われます。費用対効果で効果のほうが今ちょっとそういう効果のほうが大きいということですね。数字が出たら、また、相談しますので、今ちょっと詳しい方に数字を出してもらっていますので、効果のほうが大きいということになれば、ぜひ実行していただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 柳井地域広域水道企業団からの供給水量、責任水量につきましては、田布施・平生水道企業団で1日当たり5,650立方メートルで、このうち平生町分は2,860立方メートルと1日当たり、なっております。したがって、平生町の水事業につきましては、減少傾向であります。2019年度の責任水量の受水量は2,451立方メートル/日で、受水割合が85.7%となっております。これ柳井地域広域水道企業団からいけば一番トップなんです。使っているのが。という状況なので、85%使っておりますので、そんなに使っていないかどうかというほどではない状況でございます。いずれにいたしましても、水素を例えばつくることによって、利益が出るという計算式があるのであれば、それは可能性があるかと思いますが、今の段階ではつくるといような想定にはならないと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 今、私が5,000と言ったのは、あれは田布施・平生水道企業団の数字でした。

それで、もし、例えば企業がそれでは少ないというようになって、平生柳井地域広域水道企業団ぐらいの水量が必要というようなことにもしなれば、柳井水道企業団とも相談をしてもらえればと。協議、相談をしてもらえればと思います。

○議長（中川 裕之君） いいですか。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 確かに水道は足りないということであれば、企業団とよく相談をさせていただきたいと思っております。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、質問させていただきます。

1点目は企業誘致推進についてです。企業誘致推進については、先日の柳井市長選からの情報をもとに住民の関心、声がありましたので、平生町の企業誘致推進について質問させていただきます。柳井市長は16年目を目指して、2年目が過ぎたばかりの平生町と比較することは申しわけないと思います。まして、今年度1年はコロナ禍で活動は困難な状態です。その上での質問です。柳井市は30年来の課題解決の大きな一歩、人にも企業にも選ばれる町をスローガンに、企業誘致に成功したとのパンフレットを読みました。また、テレビや新聞報道でも知ったところで

す。そこで、私たちの町平生町は現在、どのように取り組まれているか。3点お伺いします。

1点目、向井原工業団地は既に太陽光が設置されているが、まだ誘致場所はありますか。また、複数の企業が撤退した企業の跡地はどのようになっていますか。例えば、高根縫製平生工場、ビッグジョン、松庫、極東マック、東邦電機などが私の頭の中に浮かぶだけですが、お伺いしたいと思います。水や電気等は必要と思うが、その点心配がないのかが2点目です。

3点目は、近隣の市町では工場跡地にまだ数社企業が進出しようとしている。企業誘致は簡単な場合もあるでしょうが、10年ぐらいかかる。そうすればその間、人口減少歯止めに柳井市、田布施町の定住者を自然が美しく、住みよい町をアピールして、移住者の受入れを促進し、ベッドタウン化考慮してはどうか。人口減少、歯止めの対策になるのではないかの3点お伺いしたいのです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、町といたしまして地域経済の活性化と地元雇用の確保を図るために、継続的な取り組みを進めていくことが重要であると認識をしております。しかしながら、現在町が保有する工業団地等もなく、従業員を雇用できる工場等を誘致できる広大な土地も町として準備できないこと、また、大量の工業用水が確保できないなど、対外的にアピールするだけの材料が乏しいことから、町内においても専門的な組織も設置しておらず、積極的な取り組みが行われていないのが実情でございます。

また、空き工場、未利用地につきましては、企業もしくは所有者に聞き取りを行った上で、了承が得られた場合に県のホームページ等で公表しており、そのことにより工場跡地の活用についても実績が挙げられている事例もございます。

一方で、県では県外への若者の流出を防ぐために、若者にとって魅力的であるIT系企業の誘致に力を入れています。町といたしましても、IT系企業の誘致することの必要性を感じており、平成31年4月から山口県企業誘致推進連絡協議会のITサテライトオフィス部会に加入し、PRパンフレットの作成等による町の情報発信等、県と一体となって企業誘致活動を行っております。今後とも情報収集に努め、県企業立地推進課と連携を図り、企業が必要とする進出可能な土地、建物等の実態把握を行ってまいりたいと考えております。そのための体制の整備についても行ってまいりたいと思っております。

次に、水や電気は大丈夫なのかとの質問でございます。先ほども申し上げましたとおり、町の現状として、工業用水の確保が困難であることは大きな課題として捉えており、工業用水や電力の不足により進出を断念された企業が過去にあったということも聞き及んでおります。ただ、一方で、近年、交通アクセスのほかにも、ブロードバンド環境といった通信インフラを重視されて

いる企業も多くなっているようでございます。

このような現状を踏まえ、インフラ整備の必要性につきましては、企業によって事情がさまざまであることが予想されるため、町へ進出を希望される企業から相談があった時点で情報交換を行い、企業のニーズを的確に把握した上で対応してまいりたいと考えております。

次に、近隣市町への企業進出の機会を捉え、そのベッドタウン化を考えてはどの質問でございます。貴重な御意見をありがとうございます。

通勤圏内である柳井市、光市、田布施町に企業が進出することは、山口県東部地域の経済活性化という観点からも大変喜ばしいことであると思っておりますが、ベッドタウンとの位置づけで町へ移住、定住施策につきましては、現在のところ考えておりません。本町が現在行っておりますさまざまな施策により、本町への移住、定住を選択していただけるよう取り組みを進めてまいる所存でございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） あの、大小、小さかろうが大きかろうが企業が活動していれば、活気もありうれしいことです。空き家状態や荒廃地状態では寂しいものがあります。将来の平生町を活性化しようとする計画ができてなかった、まだ考えていなかったのであれば残念です。また、今、町長が言われましたように、新しい目線での取り組みを検討されることは素晴らしいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地道にこつこつでいいのですが、大野の雇用促進住宅に雇用者が、それは民間の住民が、あそこはええでと話した言葉に3名が入居したと聞きました。3名の人口が増えたわけです。積極的なアピールが大切かなとも感じました。

企業誘致はスタートラインからというよりマイナスからのスタートではと思ひ、大変だと危惧しておりましたが、先ほど、細田さんの質問の中でも、パンフレットも作成し、前進しつつあるとわかりました。平生町背負って大変と思ひますが頑張っただけきたいと思ひます。また町長さん何かほかに思ひがあればお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、企業誘致というのは町にとっても大変有益なことであろうかと思ひます。本当に町の活性化だけではなく経済の活性化、また、人口の増、また、就職できる場所も増えますし、そういうことを考えれば本当に企業誘致というのは大きな施策と申ひますか、町にとっては素晴らしいことなんでござひますが、だからと申ひて、じゃあ、企業に行っただけで平生町につくりませんかと言っただけで回っただけでなかなか難しい面はありますが、こういうところを探してるといふような情報があればぜひともお伺ひさせてもらっただけで、そっちの方と本当に話し合える機会があればそうしたいなと思っただけでござひます。

また、先ほども言いましたが東京に行く機会がありましたら、ぜひともいろんなところにも顔を出して、そういう情報収集も集めてまいりたいなと思っております。前、一度私、商工会議所、全国のに行ったことがあるんです。そのの会長さんとお会いさせてもらったこともあるので、そういうところで何か情報がないかなというのも含めて、ちょっといろいろ検討あたりもそういう機会をつくっていききたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、企業誘致は大変町として有効な施策だと思っておりますので、頑張っ
てやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。環境美化についてです。

道路の草刈りや川の清掃で、徐々に美しい町に変化してきている。今後も継続は可能なのかと
いうことと合わせて、案内板の設置はできないかについてお尋ねします。

野山、川がきれいに整備されてきていると、町民の喜びの声を耳にします。財源難の中、工夫
しながら実践しているのですから、徐々ではなく着々と進めていると言ったほうがよいのかわし
れませんが、住民の一部には、金がない、金がないとまた前みたいにならんかね、今後も継続し
てできるんかねと、不安もあるようです。

大星に行く道がきれい、ハートピア周りもきれい、まだまだきれいになっていくようなよ、神
花山の古墳もええよ、卑弥呼の像もきれいになるらしいよ、などなど、あそこの川がきれいにな
っている、あそこの川もきれいになるらしいなどの話をされ、出かける人も話す人も幸せなハッ
ピーな気持ちになるようです。

出かけるんですが、町内の人でも案内板の設置がないので、回天のところよね、オリーブは回
天のところよねって言っても回天はどこかねっていうようにわからない人がいるんですね。です
から、例えば、オリーブの植栽地はどこ、回天はどこと尋ねられなくても、一般の人の目に留ま
るような表示をするとみんなが気づいてくれる、オリーブの木を知っていても説明書きがあれば
読みます。

特産品の例です。特産品のイタリアーノにカラーが変身しました。今まで特産品センターがあ
ったのを知ってる人でさえ、あれは何かねと聞かれました。急に止まれないので行き過ぎたら、
あれは特産品センターがよくなったんじゃろと言われました。10メートルぐらい前に特産品入
る道順とかあったら行ってみようかなという気になるんじゃないかなとも思いました。

以上、今のところそこだけ質問お願いしたら終わります。ちょっとお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。平生町が美しい町になってきているとの声を聞き、町長として大変喜ばしく感じているところでございます。

観光地への案内看板の設置につきましては、昨年、交通量の多い国道沿いに、ひらお特産品センター、大星山展望台、阿多田オリーブパークへ誘導する案内看板を設置しています。また、先月末、ひらお特産品センター敷地内にあります観光案内看板が観光協会によりリニューアルされました。これらは、町が推進しておりますイタリアノひらおをベースとしてデザインすることで、通行者にも町の取り組みをPRすることができ、相乗効果が図られていると感じています。

同じく、目的地に確実にたどり着くための道しるべ、また、道路を通行中の人が気軽に立ち寄ってもらうことができる誘導看板につきましても、新型コロナウイルス感染症収束後の観光客の動向に注視しながら、観光協会等関係団体と協議や検討を重ねた上で進めていきたいと考えております。

また、道路を含む町施設を利用される町民の皆様や観光客の皆様に喜んでいただけるよう、維持管理につきましても引き続き適切に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境美化につきましては、自然環境の保護や住みよい快適なまちづくりにつながるばかりでなく、美しい町や文化財等を将来の世代に引き継ぐ上で大変重要であり、また、豊かな自然や文化財等に町民が誇りを感じ、訪れる方々へは爽やかなもてなしに通じるものだと考えております。こうしたことから、今年度は県のゆめはな開花プロジェクト推進事業を活用して、平生町花いっぱい運動をはじめ、町内14カ所の文化財案内看板改修や設置、神花山古墳環境整備等を行うとともに、3カ所の挨拶看板の改修や、堀川公園トイレの改修など実施してまいりました。

この、ゆめはな開花プロジェクト推進事業につきましては、令和4年度までの実施期間となっておりますことから、来年度も引き続き花いっぱい運動をボランティアの方々の協力を得て進めるとともに、町内8カ所の案内や説明の看板改修を初め、神花山古墳や夫婦松、堀川南蛮樋周辺的环境整備などを行っていく予定にしており、今後も年度ごとに事業箇所を決めて進めていくこととしています。

また、文化財につきましては、それに際し、機会の充実を向けて看板だけでなく、文化財観光ルートや文化財マップの見直しや、文化財に関する講座の開発などにも取り組んでいきたいと考えております。本町では引き続き地域の方々とともに町内の環境美化を進めるとともに、町を訪れる方に対し町の魅力発信とおもてなしに努め、交流人口の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

それでは、環境美化をどのように活性化につなげるかということでお尋ねしてみたいと思います。

サザンセット・ロングライドに参加した町外の人であろう人々や、また、自転車ファンが、野山がきれいになった平生町内を自転車で散策しています。町内に少しでもお金を落としていただく工夫、わずかなようですが、経済発展のスタートとしてこつこつ行えば大きな発展につながります。町民の声ですが、ロードレース後は特に参加者が数名、グループで道路のガードレールにもたれコミュニケーションをしている、また、空き地に腰を下ろしてお互い話をしている光景が目にと留まるでという話を聞きます。

また、この2月に上関町の河津桜を見に行った人の話では、平日に行ったにもかかわらず、寄りつけないほどの人出で、道の駅も駐車場は車でいっぱいに入れず、車は広島ナンバーが多かったようです。トイレに行きたくても使用できるトイレはなく、平生町まで帰ってきててもトイレも行く場所がなく、柳井か田布施のコンビニか大型店に寄ると言われました。

平生町においてもトイレの利用、自動販売機の設置、特産品センターへの道案内、逆パターンですよね、上関から帰るあただけのお客を特産品センターに案内する、これらを設置し、町内の人々を平生町を通過するだけでなく、平生町に足を止め、平生町にお金を落とさず工夫は考えられないでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。既存の施設等の活用によりまして、経済効果を得られるように考えられないかとのことですが、本町ではホームページやSNS、情報紙等による観光情報発信に取り組んでおりますが、近隣市町を観光で訪れた観光客が、本町が観光目的としてイメージされていないこともあり、通過してしまうケースが多く、加えて昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行意欲の低下、イベント中止が相次いだことによる交流人口の減少などさまざまな要因が重なり、経済効果としては依然として厳しい状況が続いております。

しかしながら、イタリアーノひらおブランドが定着してきたことにより、町民によるおもてなしの機運の醸成や、テレビや新聞記事等に取り上げられたことで来訪者の関心が高まってきており、来訪を通じて満足度を高めることでリピーターの確保につなげていく絶好のチャンスでもあると感じております。このような認識のもと、いかに来訪者に町の魅力を伝えられるかが重要であると考えております。

今後は、県と連携した誘客プロモーション活動の推進や、来訪者が安心して快適に移動、滞在、観光できる施設環境を整備しながら、ひらお特産品センターなど核となる拠点に観光客を誘引する取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 先ほど、平生の歴史も合わせて、道案内とか看板とかをそれも見直すようなことを言われましたが、私は回天のところに説明が、今日は何人が行くっていうときに、以前、私は40人ぐらいの観光バスをとめて説明してもらったときは誰もいなかったの、それを知らなかったの、説明を教育委員会のほうへ連絡してなかったんですが、そういうときは今どこでも100円入れたら説明してくれますよね、人がいなくても、ああいうふうなものちょっとあそこらにあったらちょっと気軽に人をお願いしなくてもできる、平生町は最先端行きよるよ、あんなのがあるよっていうのにも宣伝にもなるかとも思いますので、それもいいかなと思って、ふと、先ほど思いました。

それから、これはちょっと、それはきれいじゃなかった観光の経済効果の点でちょっと話は違いますが、国道188号柳井・平生バイパス、また整備完成の後、交通の利便のよい、また美しい平生町になって、ぜひ道の駅を検討していただきたいなと早々と町長さんへのお願いです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 188号線のバイパスにつきましては、今年度から予算化されております。これから何年後にできるかはちょっとまだ時期的にはわからないんですが、確かにおっしゃるとおり、あその188号線の柳井・平生バイパスについては、なかなか環境的にもいいし、岩国から188号線がずっと来まして周南まで何も無いと言ったらいけないんですが、道の駅はありません。だからこの辺がちょうど真ん中辺でいいのかなというような気はしております。

ただこれ、どれぐらい建てるために経費が必要かということも考えながら、また、どういう国の施策として乗かってそれができるのかどうか、これらを踏まえて国と県とよく相談をしながら、できるのであれば道の駅をつくっていきいたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

再開を3時10分といたします。

午後3時01分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。まず、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 25ページで、戸籍住民基本台帳についてなのですが、今回の補正で7,245万8,000円とこういうふうになっておりますが、財源の内訳として国庫支出金と一般財源それぞれいくらかのかわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町民福祉課長に答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上万理子君） 赤松議員さんの御質問にお答えいたします。

国庫支出金、国庫補助金につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務といたしまして、国庫補助金が246万6,000円、それに対しまして、一般財源が10分の10で246万6,000円となります。（発言する者あり）すいません。一般財源がゼロになります。訂正いたします。

○議員（6番 赤松 義生君） 私がお尋ねしたのは、当初予算からずっと補正を積み上げてきて、今回の補正でトータル7,245万8,000円という額になっているんですが、当初からの国庫補助金と一般財源の割合はどうなんでしょうかという。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午後3時14分休憩

.....
午後3時18分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 久保班長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 久保班長。

○総務課財務班長（久保 秀幸君） 今の戸籍住民基本台帳費でありますけれども、このたびの補正額246万6,000円の補正額といたしまして、戸籍住民基本台帳費が3月補正後で7,245万8,000円となるものでございます。この当初予算からの財源内訳といたしまして、補正額の中では、国庫が国庫支出金として420万円、それから一般財源といたしまして、財源調整として、マイナスの170万円になっておりますけれども、トータルで当初予算から計算いたしますと、国庫の支出金が約1,700万円、その他が500万円、そして一般財源が

5,000万円ということの内訳になっております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） この一番のやっぱり問題というのは、国のほうから一向にこないマイナンバーカードを何としてもつくろうということでのこういう予算だとは思んですけど、国のほうが一生懸命進めるわりには、こちら側のほうの一般財源が5,000万円もかかっているというのはですね、大変問題じゃないかというふうに思っております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長からも説明がありましたが、コロナ対策の国の第1次補正の時だったんじゃないかと思うんですけど、前年度よりも3割程度所得が下がった方については国税の減免してもよろしいよというメニューがあったと思うんですけど、その結果、個々にこういう形で出てきたんじゃないかと思うんですが、実態としては何世帯ぐらいの方の申請を受けつけた上でこういうふうに減額をされたということになっているんでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） ただいまの赤松議員さんからの御質問についてお答えさせていただきます。

まずこのたび補正予算のほうで、一般被保険者国民健康保険税のほう、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれ減額のほうさせて、補正のほうの予算のほう計上させていただきますが、これにつきましては、先ほど読みましたように新型コロナウイルスの影響によりまして、所得が3割減少以上された方についての申請に伴う減額でございます。申請件数につきましては、9名の方が申請のほうされまして、うち該当者が7名、保険税の減額合計といたしましては、この予算の3つを足したものの合計になりますので、133万1,000円の保険税の減額となっております。これに関連しまして、災害等臨時特例補助金と、あと次のページ、7ページの県支出金のほうの特別交付金、こちらについてがその減額した部分の財源になるわけなんですけど、ちょっと実際国への申請の時期がちょっとずれておりまして、こちらの申請については、6名分のほうの申請になっております。残りの差額については、来年度の特別調整交付金のほうで1名分は交付されるということになります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 申請があったというのは、よかったことだと思うんですけど、コロナの影響というのは平生町の経済にどの程度影響してきたかというのは、私もよくわかんない部分があるんですけど、該当する人が皆さん申請をされたのなら非常によかったと思うのですが、これからの場合は、確定申告が4月15日までにはやるようになると思いますけど、そういう時点で、前年度に比べて所得が3割以上減ったということがあった場合は、保険者は当然下がると思うんですけど、何らかの救済の道というのはあるものでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 健康保険課長に答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） ただいまの赤松議員さんの質問についてですが、現時点でちょっと来年度以降の保険税の減額について正式な国のほうの数字がまだ届いてきておりませんので、このあたりはちょっと、予測ではありますが、また国のほうの財源措置については、まだ国のほうから正式な数値は来ておりませんし、この新年度予算のほうでもまだそういった補助金のほうの予算に計上させていただいていない状況であります。その他の制度では既に国のほうが財源措置を延長するというような通知も来ておりますので、こちらについては、また引き続き国のほうが財源のほう措置していただければ同様な対応が可能ではあると考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和3年度予算の質疑を行います。

まず、議案第10号「令和3年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和3年度平生町下水道事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号「平生町交通指導員設置条例を廃止する条例」から、議案第25号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」まで、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 1点は、議案第17号「平生町交通指導員設置条例を廃止する条例」、昨年度の予算、当初予算では9万3,000円、一人分の予算が組まれておりました。今回、なくすということなのですが、子供たちが朝晩、朝夕、通学をしておりますが、そうした子供たちの通学等がこれからも安全が保たれるのかどうか、その辺のところも含めて答弁をいただきたいと思います。

それから、議案第18号と議案第20号の職員の勤務時間及び給与に関する条例というのが出されておりますが、これについては、職員組合と一応話をされて了解が組合との間でついているのかどうか、この二つについてお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 議案第17号平生町交通指導員設置条例の廃止について御質問をいただきました。

同条例は、昭和48年の4月に制定をしております。昭和48年から長い間、赤松議員が言われたように、児童生徒の通学の際の交通安全にいろいろと御尽力をいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げたいというふうに思います。

要は、提案説明でも申しましたように、昨今、多くの町民の方がボランティアといった格好で、児童生徒の通学の安全を守っていただいております。

そういったことで、その方たちと交通指導員、先ほども議員が言われたように、報酬が出ておりますので、その辺りとの整合性を図る意味で、このたび同条例を廃止をしまじろうと思っております。

お尋ねの、児童生徒の交通安全でございますけれども、先ほど申しましたように、地域のボランティアの方、または、PTAの方の御尽力をいただいておりますので、十分に安全のほうは図れ

るというふうに考えております。

次に、平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例等と職員に関連する条例の一部改正をこのたび提案をしておりますけれども、職員組合のほうでは協議をいたしておるところでございます。

了解をいただいておりますので、報告させていただきます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」から議案第29号「工事請負契約の締結について」までを一括で質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」、ちょっとお尋ねをいたします。

まず最初に、2ページ、総合計画案について。

2ページの一番下の「総合戦略第6章」とありますが、これについてはどういう具合になっておるのか、説明していただきたいと思います。

それから、次に、総合計画をつくる際には、これまでも一次から、まず、人口ビジョンを最初に想定をして、それからつくるとというのがパターンでございまして、今回も、その人口ビジョンから入られておられます。

それで、この人口ビジョンをつくるに当たって、人口動態と、23ページです、人口動向と推移、この推計するに当たっての資料、データが2015年までのデータなんです。随分古いデータで想定をされております。

それと、将来展望人口を40年先の令和46年、2060年に設定をされておりますが、10年の構想をするのに、今までは10年の構想で人口構想をつくってききましたが、なぜ、こういうことになったのかを説明していただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 地域振興課長から答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） ただいまありました平岡議員からの御質問にお答えさせていただきます。3点ほどあったかと思えます。

1点目が、冊子のほうの2ページ、こちらのほうに「6章」という記述があります。大変申し訳ございません。誤記でございます。「5章」の誤りでございます。修正し、お詫びしたいと思います。

います。

それと、2点目が、人口ビジョン、こちらのデータが古いということで、2015年のデータが載っているということでございます。

こちらにつきましては、先般、令和2年10月1日で2020年の国勢調査をしておりますが、この数字の速報値がまだ出ていないような状況でございます。国の算定におきましては、国勢調査の数字を活用させていただいておりますので、若干数字が古いということになっております。

それと、3点目の将来展望人口でございます。

こちらについては、平成26年の11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されまして、平成27年10月に平生町長期人口ビジョンを策定をさせていただきました。人口減少及び地方創生関連の施策に特化した、平生町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、第四次平生町総合計画とともに一体として推進してきました。

今回、第二期の平生町まち・ひと・しごと総合戦略を策定するに当たり、その前提となる平生町長期ビジョンを改定をさせていただいたところでございます。この人口ビジョンの算定におきましては、国が示しております地方人口ビジョンの策定のための手引きに基づいて平生町のほうで算定をしております。

その中に、令和42年、2060年の推計値を策定すると、算定するというふうになっております。そちらのほうを準用させてビジョンの数字とさせていただいております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この資料は、国勢調査のためだということですが、やった後にそれなりの努力をして、その数値はつかめなかったんですか。これじゃあ古くて動態が予測しにくいんじゃないですか、どうしてその努力はされなかったんですか。

それから求めるのも一つの手、確かにつくり始めたときはまだやっていなかったからということもあるかもしれませんが、大体予測できているわけですから、そういう点からの配慮が必要だったと思います。

それで、どうして言うかと、狂いが生じるからなんです、狂いが。例えば、この中でも、当初といたら1万2,364人に対して、実際には、今年の20年の1月——1年前ですから——は、1万1,795人で469人も少ないです、既にこの時点で。こういうことを前提につくられたこの数字があてになりません。それも40年先でしょう。なぜ10年先を想定されて今までどおりやれなかった。

考え方として、県のビジョンというのがここにありますが、これはどういう具合に設定されたのかわかりませんが、合計特殊出生率です。これ、いわゆる母体、分母が変われば随分変わって

くるんです、総数が変われば。

例えば対象の女性の方が400人おられるときと100人しかおられんときじゃ、同じ件数でも随分違うんです。その点からも、この推計が、どちらさんがやられたのか、業者がやられたのか知りませんが、随分とかけ離れた数字に私はなると思います。

27ページの表をどうも見てみたんですが、10年後、現在1万1,795人、ここに書いてある数字です。1年間、約200人減った時期がありましたけど、若干、今、持ち直して200人は切っておると思います。

それで、150人、200人年平均でやると、10年たつと9,795人になるんです、もう、もう、これ見ただけで乖離するんです。多分150人でも1万ちょっとぐらいなんです。

これから団塊の世代の動向とかいろいろありますけど、この人口統計があまりにもずさんじゃないですか、こういう点では、この計画に対する信頼性とといいますか中身について、若干疑問を持たざるを得ませんから、ここについての、この人口推計の、よそが言ったから40年先やったというんじゃないくて、10年先をどう見るかというのが一番大事じゃないですか。こここのところの答弁をお願いしたいなと。ちょっとそこで止まりましょう。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 地域振興課長にお答えさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） ただいま、平岡議員からの御質問ありました、人口という見通しの中での10年先の人口というのが出ました。

当然、こういった総合計画、総合戦略を策定する際には、人口というのは大変大事な数字であると認識をしております。国の策定の手引きによって40年後の数字は出しておりますが、それぞれ総合戦略においては5年後の1万1,546人、10年後の1万844人というのが、先ほど言われた27ページのほうにも示させていただいております。

その数字をもって、それに近づけるようにいろんな施策を人口減少対策として総合計画、総合計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 先のことから、それに近づけるように努力すると、そういう話ならそれで仕方ないんですけど、ちょっと現実離れた目標を持って、結局、総合戦略とは何だったんだろうかということにならないようにしてほしいと思うんです。

それで、もう一つ、今回、提案されている、私どもに議決を求められている文書なんですけど、あの中の見ましたら、2カ所を除いたら、日本中どこが丸々町とつけても大丈夫な文書になって

いるんです。

1カ所は、この室津半島の地形について書いて、「イタリアーノひらお」と書いたところ、この2、3行。もう一つは、ずっと後のほうに「高潮」という言葉が出てくるんですが、これを除いたら、もう日本中どこでも通用する中身なんです。ということも指摘をしておきたいと思いますが、ここから、先ほど言われたように、こういうことを目標にやるんだと言われればそれまでですが、どれだけの決意があるんですか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これからの10年を考えていくわけでございます。初めから低い数値でつくって、達成しましたというもんじゃないと思うんです。やはり、目指すべき姿というのをここに書いてあるわけで、人口も減らさないという気持ちを持ってやっていかないと、初めから低くするんじゃないくて、将来像をもっと高みに置いて、私ども職員全員が一致団結して、これに向かって政策を行っていくということだろうと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が全て終了いたしましたので、3月9日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に日程第33「予算特別委員会の設置」、日程第34「委員会付託」を追加いたします。

日程第33. 予算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第33「予算特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第16号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第16号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、松本武士議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。委員会室で予算特別委員会を開きますので、委員の方は御移動よろしくお願ひいたします。

再開は4時5分。

午後3時53分休憩

.....

午後4時04分再開

○議長（中川 裕之君） 再開。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選したとの申し出がありましたので、御報告いたします。

日程第34. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第34。

お諮りいたします。議案第3号から議案第29号は、会議規則第35条第1項に規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月22日午前9時から行います。

午後4時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明

令和3年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和3年3月22日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第4号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第5号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第6号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第7号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第8号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第9号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第10号 令和3年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和3年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平生町交通指導員設置条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第18号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 平生町福祉施設条例
- 日程第21 議案第22号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第26号 第五次平生町総合計画基本構想の策定について

- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第28 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第1 議案第30号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第2 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第3号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第4号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第5号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第6号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第7号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第8号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第9号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第10号 令和3年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和3年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平生町交通指導員設置条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第18号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第18 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 平生町福祉施設条例
- 日程第21 議案第22号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第23号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第23 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
 日程第24 議案第25号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
 日程第25 議案第26号 第五次平生町総合計画基本構想の策定について
 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 日程第27 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
 処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
 日程第28 議案第29号 工事請負契約の締結について
 追加日程第1 議案第30号 令和2年度平生町一般会計補正予算
 追加日程第2 議案第31号 工事請負契約の締結について
 日程第29 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第31 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 金岡 泰史君 | 書記 河村 勇汰君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|--------------------|
| 町長 …………… 浅本 邦裕君 | 副町長 …………… 高木 哲夫君 |
| 教育長 …………… 清時 崇文君 | 会計管理者 …………… 田坂 孝夫君 |

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 友田 隆君 町民福祉課長 …………… 淵上 万理子さん
税務課長 …………… 池田 真治君 健康保険課長 …………… 川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 高岡 浩行君 学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長 …………… 三村 直子さん 総務課主幹 …………… 横田 佳幸君
総務課財務班長 …………… 久保 秀幸君

午前8時59分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から日程第28、議案第29号「工事請負契約の締結について」までを一括議題といたします。

3月8日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。

なお、議案第10号から第16号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。

それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告をいたします。

総務厚生常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例、事件についての議案は全て可決すべきとなりました。

議案第3号、4号、7号から9号、そして議案第17号から23号までは質疑はありませんでした。

議案第25号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について、本町に勤務する者を団員にすることで日中の防災力の向上を図るとされているが、現状は全体的に見てどのような状況か。また、改正によって、団員の数はどのように推移し、また、それによってどのようなになると見込んでいるのかという疑問がなされ、町外勤務者は173名中93名で、54%を占めているが、改正による団員の今後の推移等については想定できていない。本部団員の強化を行っていき、そ

の次は団の再編に着手したいとの回答がありました。この議案については、消防団の再編に関連して、早期に全体を見直すことに着手し、消防団の責務をどう果たしていくか真摯に検討、協議してほしい旨の賛成討論がありました。

議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」では、前回の計画はアンケートの満足度を上げる目標を掲げていたが、今回はどうしてこのような手法によらないのかとの質疑がなされ、成果指標ということで、実行計画で掲げているが、町民と町の約束事であり、アンケート結果も大事だが、わかりやすくするため数値を示したものであるとの回答がありました。この議案については、基本構想へ人口ビジョンが明示されていないこと、アンケート結果にもとづいた指標を用いていないこと、さらにSDGsの考え方が明記されていないことを理由に反対討論がありました。

議案第27号「公の施設に係る指定管理者の指定について」では、指定管理者となる団体である老人クラブは、高齢化して活動が縮小、休止状態である。指定管理者となるこれらの団体は今後もしばらく維持運営に当たっていかれるのかとの質疑がなされ、高齢化、会員数の減少で縮小傾向であるが、現時点においては、老人福祉施設で活動しているところもある。今後においては、意見を伺いながら、今後の指定管理について考えていきたいとの回答がありました。

議案第28号は質疑はありませんでした。

以上、報告終わります。

○議長（中川 裕之君） 続きまして、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は3月17日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例、事件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」では、環境保全の負担金補助及び交付金の危険空家等除却促進事業において、空き家対策は進んでいると思うが、危険な空き家を除却するための補助金の活用はなされているのか、また、特定空き家の現状はどうなっているのかとの質疑がなされ、補助金としては当初、5件分ほど確保したが、利用されたのは1件のみであり、除却については経済的な面、そして、所有者が1人ではないことなどの理由で前に進んでいないのが現状である。特定空き家は現在3件であるが、引き続き積極的に活用してもらおうよう、啓発していきたいとの回答がありました。

水産振興費の水産振興対策事業費の減額の内訳について質疑がなされ、漁協への補助金のうち、魚食普及活用イベントの中止によるものと、新規漁業者の家賃の補助で、新規漁業者が一定家賃額を支払う際に助成するものであるが、案件がなかったため、減額したとの回答がありました。

議案第5号、6号、24号については、質疑はありませんでした。

議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」は地域振興課長、同じく主幹に説明者として出席していただきました。基本目標1においては、1次産業の担い手確保の強化や産業振興について、イタリアーノひらおのまちおこしの部分と1次産業の担い手の確保、産業振興を関連させ、イメージを広げていく部分とで取り入れながら、イタリアーノひらおをグレードアップしていくといいと思うがどうかとの質疑がなされ、農家であればイタリア野菜の栽培、企業誘致支援の面ではピザやパスタなどのイタリア料理店に働きかけるなどの取り組みもできると思うとの回答がありました。

議案第29号「工事請負契約の締結について」では、契約の工期の予定について質疑がなされ、3月23日に本契約を行い、工期は3月24日から3月31日までであるが、10月12日への工期の変更を予定しているとの回答がありました。また、工期期間中、周辺地域の住民の車両の出入りはできるのかとの質疑があり、開削工法で施工するため、通行どめとなるため、迂回路を表示させていただき、できるだけ早く完成させたいとの回答がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありますか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） おはようございます。3月も20日を過ぎて、すっかり春らしくなりましたが、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」、議案第10号「令和3年度平生町一般会計予算」及び議案第15号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」、議案第16号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、反対の討論をいたします。

議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」につきましては、ただ1点、マイナンバーカード関連の予算が計上されています。全額国費の負担とはいえ、5,000円分のポイントを付与するなど、普及促進事業を行ってきましたが、普及は政府の思うように進みませんでした。個人情報保護など国民の不安を拭い切れなかった結果です。国民の理解が進まない事業は行うべきではありません。

次に、議案第10号「令和3年度平生町一般会計予算」について、本町の予算の前提となる国の地方財政計画を見ると、新型コロナウイルス感染症の流行するもとの、初めて策定されたものですが、国が責任を負うべき感染症対策や暮らしへの予算は不十分で、コロナ危機に乗じたデジタル化の

推進などに偏っています。しかしながら、地方の財源として見た場合、交付税が増額され、減収対策への特例措置、地方創生臨時交付金など一定の財源措置がされているといえます。そうした中で「地域がひとが輝く魅力あるまちづくり」をテーマに予算編成がなされていますが、住民の切実な要望に応えた予算が数多く存在し、多くの住民から喜ばれるものになっていると思います。私がこれまで主張してきた福祉医療制度の充実について、中学校卒業までの医療費の無料制度が、所得制限は残りますが計上されています。関係者の御尽力に敬意を表すものです。

しかしながら、予算編成の方針にデジタル化の推進が掲げられていますが、その中心となるのはマイナンバーカードの普及促進です。そもそも、マイナンバー制度の導入は社会保障を、納めた税・保険料に相当する対価を受け取るだけの仕組みに変質させようとするもので、国民の権利としての社会保障を守るため、この制度は廃止するしかありません。1月に可決された3次補正予算では、自治体システムのクラウドへの移行経費を補助する基金を計上し、25年度までに住民基本台帳や地方税などの基幹系情報システムを、クラウドなど標準化・共通化の基準に適合したシステムに移行するよう求めています。国の基準で標準化されるならば、国の出先機関に変質させられる危険性ははらんでおり、地方自治の本旨や住民自治、団体自治を侵害するものです。

予算要求の考え方として、計画的な職員の採用と明記されています。平岡議員の発言でも、将来の幹部政策を見据え、そのように取り組むようにとの意見がありましたが、大事な視点だと思います。昨年度から会計年度任用職員の制度が新設されました。これは、非常勤及び臨時的任用の実態が地方公務員法の規定と乖離していることから導入されたものですが、合法的な人員の調整弁となる可能性があります。また、地方公務員法の恒常の職の無期限任用の原則を有名無実なものにする危険があります。本予算では、会計年度任用職員は増加しているにもかかわらず、正規の職員が1名とはいえ減少していることは問題です。

次に、議案第15号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について、まず第8期の介護保険事業計画を策定する中で、多くの自治体で保険料が引き上げられる中で、介護給付準備基金を取り崩し、保険料を若干とはいえ引き下げられたこと、保険料の徴収段階で11段階を新設され、能力に応じた負担の原則を徹底されたことについては、画期的なことであり、関係者の尽力に敬意を表したいと思います。しかし、介護保険を取り巻く問題には深刻なものがあり、中でも最大の問題は人材不足と言われていますが、今度の介護報酬の改定率は0.7%であり、深刻な人手不足、過酷な労働環境、経営難など介護事業所の抱える問題を解決するには不十分です。これまで、介護保険の給付として行われてきた要支援1・2のホームヘルプやデイサービスは2014年に総合事業に置きかえられましたが、第8次計画ではさらにそうした傾向が広がられています。また、施設の給食費など利用料の引き上げが行われ、介護を受けられなくなる人が増加することが考えられます。

最後に、議案第16号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、74歳まで子供の扶養に入っていた方でも、75歳になると新たな保険料を払わなければならない、年をとってからさらに負担がかかることとなります。保険料には一定の軽減措置がとられていますが、その措置も年々崩される傾向にあります。今、開かれている通常国会には、年収200万円以上の方は来年10月から窓口負担を2割負担にするという法案が提出されていますが、そうしたことも含め反対いたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） それでは、議案第10号並びに議案第25号に対し、反対の立場からの討論をいたします。まず、議案第10号…（発言する者あり）ごめんなさい、賛成の立場から討論をいたします。令和3年度平生町一般会計予算に対し、主な予算の事業並びにスタートする総合計画に合致したものであるかの2点から総合的に判断し、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

まず、主な予算の事業から申し上げます。住民の皆さんが抱く不安を解消する施策が盛り込まれていると評価をいたします。特に、新型コロナワクチン接種実施に係る予算組み、佐賀保育園児の送迎事業、産前産後サポート事業、新たな高齢者のおでかけ支援事業などです。イタリアーノひらお関連の事業については、のめり込みすぎではないかとの判断をしていますが、早く全体像を示していただくことをこの際、望んでおくことを申し上げます。

予備費1,800万円の計上について申し上げます。予備費については、地方自治法では「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない」と規定されています。予算の編成について地方財政法では、「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされています。不時の支出に備えたコロナへの備えとして、前年度に対し、令和3年度は300万円増額予算計上されていることは、コロナ禍にあっては必要なことだと判断をいたしますが、その支出に当たっては充用後、充用先科目、額、理由等を御報告いただくことを要望いたします。

給与費明細書から申し上げます。特に健康問題に発展したとされる職員数について改善はされたかについては、職員数は今年度の人数と同様です。新年度の職員数は、必要最低限の職員数と考え、今後、協議検討していくとの説明のことなので、評価を留保といたします。3月12日の予算特別委員会において、平生町行政改革推進計画を示されることを討論の中で強く求めましたところ、15日に開催された総務厚生常任委員会で、平生町定員適正化計画案としてお示しをいただきました。評価をいたしますが、予算特別委員会時に案として提出していただくことは可能だったのではないのでしょうか。そのことを危惧いたします。

次に、スタートする総合計画に合致したものであるかの点から申し上げます。令和3年度は第

五次平生町総合計画のスタートの年です。基本構想及び実行計画、総合戦略をお示しいただきました。実行計画には下支えする個別の行政計画があり、それは総合計画案の実行計画のそれぞれの施策ページ、(5)の項として、関連する個別計画として、施策との関連性が明示されています。関連する個別計画欄を調査してみると、計画年度期間をまたいでいるもの、また新規に始まるもの、新たに始まるものが示されています。実行計画のうち、それぞれの施策ページ、(5)の項で示されている関連個別計画のうち、令和3年度から新たにスタートする計画数を確認すると17ございます。その17の個別計画の進捗状況等を確認しますと、令和3年度の予算根拠となることから議会開会中に急遽配付をされたもの、パブリックコメント中のもの、策定されていないもの、策定済みで議会閉会後に配付されるもの、この議会中に常任委員会で示されたもの等があります。直接的にこのたびの新年度予算には計上がないので事業が行われなことから、示さないものもあるとのことですが、令和3年度から新たにスタートする計画の数は17。全てがそうではありません。令和3年度平生町一般会計予算の審議に際し、合理的な基準が示されていないのではないかと危惧をいたします。また、令和3年度にスタートする個別行政計画など、予算計上の根拠となることから、急遽議会開会中に配付された計画、パブリックコメント中の計画、もとい策定されていない計画、策定済みで議会閉会後に配付される計画があることは、平生町参加と協働のまちづくり条例の趣旨に反するものではないかと、その危惧もいたします。

令和3年度平生町一般会計予算は総合計画に合致したものであるかという点においては、合致したものではないと判断をいたします。2つの点から評価する、評価しない点を申し上げました。総合的に判断した結果、令和3年度平生町一般会計予算に対し、評価するものとして賛成の立場からの討論といたします。

次に議案第25号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」に対して、賛成の立場から討論いたします。このたびの条例改正の理由は、日中の防災力向上を目指し、町内への勤務者も消防団員として任命することができるものとしています。例えとして、本部における構成員の状況並びに昨年末の行方不明者捜査への団員参加者の状況等を挙げ、説明をされました。消防団本部は町職員により構成されています。本部構成員の減少の理由にはもっと隠れた問題、つまり町外居住の町職員の問題があるのではと推測をいたします。数年前から、町外居住者の採用等により、町外居住の職員数の割合は相当数になっているのではないのでしょうか。居住の自由は理解をいたします。が、町外居住の町職員の増加は、非常時のみに限らず、組織全体としてのマンパワー不足をもたらしているのではないかと推測をいたします。これが深層ではないのでしょうか。団員の町内勤務者、町外勤務者の状況についても説明をされました。確かに条例を改正し、町内の勤務者を団員に任命することは、マンパワーの確保という点からは、日中の防災力を向上させると言えるでしょう。その意味で賛成、また、評価もいたしますが、町内の法人並びに勤務者から協

力が得られるかどうか、現実的なものになるのかどうかについては疑問をもちます。具体的な制度設計が必要です。今後、消防団の再編に着手することも視野にあるようです。できるところからやっつけようとする姿勢は評価をいたします。が、この際、問題の深層は何か、また、全体を見渡したうえで安心のまちづくりを進めていただくことを強く申し上げて、議案第25条「平生町消防団条例の一部を改正する条例」に対し、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。平岡正一議員。

○議長（11番 平岡 正一君） 賛成の立場からの討論をいたします。全ての議案に賛成をいたします。しかし、何点かは申し上げておかなければならないこともありますので、申し上げます。議案第10号、令和3年度の一般会計予算ですが、赤松議員、河内山議員からいい面の評価がありました。同じ考えであります。特に佐賀地区の保育園のあり方について、新しい光が見えてきました。大変関係者が努力をされてきた結果だと思えます。大変喜んでおります。それともう一つ目立つのは子育て世代への支援、目線です。これも大変、心、目配りが行き届いておることはいいことだと思えます。そこで何点か触れておかなければならないことがございます。

まず、第1に新庁舎整備事業に5億5,530万円が、今回組まれております。これまで平生町は財政再建を進めるために、事業を切り詰めて、皆さんにいろいろ我慢をしていただいて、財政再建を進めてまいりました。国保や介護保険の基金の増加したこともありまして、財政指数が一定の好転をしてまいりました。また、起債残高も減ってまいりました。しかし、これから来年再来年と庁舎関係の大幅な予算が組まれることになりまして、この財政の将来が大変心配をいたします。これまでも住民の皆さんに我慢をしていただいて、財政再建をしていただきましたが、もう2年たてば国保や介護の基金も大体なくなってまいりまして、財政指数に与える影響も大きいと思えます。大変心配をしておりますので、この点の指摘をしておきたいと思えます。

次に、議案第26号、第五次総合計画についてです。第四次の総合計画は、2011年に人口目標を1万3,500として、10カ年の計画をつくりました。当時の人口は1万3,500人でして、いわゆるコーホート変化率法による将来の人口見込みを1万2,173人と、減少すると見込んでおりましたが、現状を維持するための目標を定めました。その結果、今日の人口は1万1,795人で、そうした減少よりは少し多く減少をしております。これに基づいて、第五次総合計画を策定をされておりますが、まちの元気の指標は人口です。第五次計画では、2030年までを計画としておられますが、人口目標は示されておられません。2060年までの人口推移表を示して、40年後に7,909人と定めております。この目標について、町長は感情を十分に込めて、大きな声で高い目標を掲げて、やると表明をされました。それはそれで評価

をいたしますが、疑問が残ります。第1に40年後に7,909人と本当に理解されて発言をされたのか。第2に、今回の定例会に第8期の介護保険事業計画が示されております。その数値との整合性がないことです。第五次総合計画は2025年に1万1,546人、2040年に9,605人、2060年に7,909人と想定をしておりますが、第8次の介護保険計画を見ますと、2025年に1万とんで690人、2040年に7,409人、2060年はこのコーホート変化率の方法で推計を私がしましたが、約3,900人になる見込みです。2025年に856人、2040年には2,196人、2060年には4,000人の差が生じてまいります。どちらが正しいのかということになります。2020年10月の人口が1万1,634人、高齢化率が約40%です。ということは、20年後にはこれらの方は全部85歳になられます。4,583人の方が85歳以上になられます。ということは、長生きをされる方もおられるかもしれませんが、早めに亡くなる方もおりますから、ほとんどこの人口は消滅してしまうと予測いたします。この方法で2040年の介護保険計画の数字を見てみました。2040年の人口は7,409人です。高齢化率は48%です。ということは、3,556人が85歳以上になってまいります。ということは、今のような方向で言えば、これを差し引くと約3,900人の人口になってまいります。このことを理解されておるのか。2つの案を今回の議会に提案をされております。どちらが正しいのでしょうか。町のトップとして、こういったことに共通認識をされておるのか疑義が残ります。2つの計画の数値があまりにもかけ離れておりますから、これらの整合性を求めてまいりたいと思います。

次に総合的にですが、町は行政を効率的に進めるために、各種の個別計画を策定することになっております。詳しくは河内山議員の賛成討論にもございましたが、これらの作成が進んでいないことが今回よくわかりました。これらの計画は予算編成の前提となっております。どうして計画が定められなかったのか。計画策定に当たって、住民目線で広く意見を求めていく。これが十分に行われているのか。策定が完了しないのはなぜか。特に、介護保険法第117条に基づく、第8期介護保険事業計画の策定についても多くの疑義が残ります。どうして、こういうことになったのか、しっかりと検証を進めていただきたいと思います。

最後に今回の予算審議では、多くの前向きな動きを感じることができました。予算説明資料もかなり配付をされましたし、こういった変化はこれから先も進んでいくと思っております。しっかりと住民目線で、PDCAサイクルの手法を活用して、事務の執行に当たっていただきたいと思っております。以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議長（10番 河内山 宏充君） 議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」、その構成内容を不備と判断し、反対の立場から討論をいたします。総合計画における基本

構想は法定策定義務がなくなり、町として策定義務を定めた条例をつくり、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すもの、また、まちづくりの長期的な展望を住民一人一人と共有するために必要な計画であるとするなら、議決案件である基本構想の構成として、従来通り人口指標は最低限掲載すべき項目である。また、基本構想の構成内容が第四次総合計画から変更されている理由も不明であると判断し、基本構想の構成内容は不備として、議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」に対し反対します。

判断する根拠として、第四次平生町総合計画基本構想と基本構想を資料として提出されました。また、第五次平生町総合計画案とを比較してみながら読み取ることを申し上げて、その理由といたします。

第四次までの基本構想を構成した項目は、第1章「目的と目標年度」の中に第1節「目的」、第2節「目標年度」、第2章として「将来像」、第3章として「人口指標」、その中に第1節「定住人口」、第2節「交流人口」、第4章として「基本目標」、第5章として「土地利用構想」、第6章「基本政策」としてありました。

第五次の基本構想を構成する項目は、1「基本理念」、2「将来像」、3「基本目標」です。

第四次総合計画まで基本構想の項目であった目的と目標年度並びに人口指標の項目が、第五次総合計画基本構想では外されています。それらは資料として提出された第五次平生町総合計画案の序論、Ⅰ「はじめに」のページで目的と目標年度が、序論、Ⅱ「人口ビジョン」のページで人口指標値が記載されています。

ページ2からの序論、Ⅰ「はじめに」、1「計画策定の趣旨」の項では、「本町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27（2015）年度に、「平生町人口ビジョン」および、人口減少克服・地方創生に特化した、「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」から構成される「平生町未来戦略」を策定し、第四次平生町総合計画とともに一体として推進してきたところですが、町として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、このたび、「第五次平生町総合計画」に統合することとし、人口ビジョンを第2章に、総合戦略を第6章に、それぞれ取り込むこととしました」と記載され、人口ビジョンの第2章は、しかし、目次では序論に含まれています。

ページ3からの2「計画の構成と目標年次」では、総合計画の構成として、基本構想を頂点とする図と表を示し、基本構想、実行計画、総合戦略の位置づけを記載されていますが、平生町人口ビジョンの位置づけはされていません。

序論、Ⅱ「人口ビジョン」のページで人口指標が示されています。「将来展望人口：令和42（2060）年に、7,909人の確保を目指す」として変更、記載されています。ページ27「人口の将来展望に係る推計人口の推移」でも人口指標は示されています。図表において、

令和12年度将来展望人口10,844人と示されています。

総合計画の序論、Ⅱ「人口ビジョン」の中で人口指標としての数値を示しながら、議決を得る基本構想に掲げられていないことは、まち・ひと・しごと創生法に基づく「平生町人口ビジョン」及び人口減少克服・地方創生に特化した「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、全て国の策定手順に基づき記載しただけの計画、また総合的かつ一体的な計画とはなっていないと推測をいたします。

真に、町としてこうやっていこう、こうしていこうという発想が全く伝わりません。こういうやり方は過去2度私、経験、感じてきました。総合計画における基本構想の策定は法定義務がなくなったとはいえ、その趣旨は全く変わらぬものだと確信をしております。住民一人一人と共有するために必要な計画であるとされていますが、これまでもずっとそうだったのではないのでしょうか。そうならば、議決案件である基本構想へ、人口指標値の掲載は最低限のなすべきことと判断をいたします。

以上、議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」、人口指標値の非掲載を基本構想の構成内容の不備として指摘し、反対の立場からの討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第3号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第9号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを一括して採決いたします。

議案第4号から議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第9号は原案のとおり

り可決されました。

次に議案第10号「令和3年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「令和3年度平生町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平生町交通指導員設置条例を廃止する条例」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から議案第20号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第18号から第20号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第18号から議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「平生町福祉施設条例」を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び議案第23号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第22号及び議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第22号及び議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「第五次平生町総合計画基本構想の策定について」を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「公の施設に係る指定管理者の指定について」から議案第29号「工事請負契約の締結について」を一括して採決いたします。

議案第27号から議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の

報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第27号から議案第29号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。このあと全員協議会を開催したいと思います。再開は10時05分から全員協議会、資料が配布されますので、10時05分から全員協議会を開催いたします。

午前9時45分休憩

.....
午前10時07分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第30号「令和2年度平生町一般会計補正予算」及び議案第31号「工事請負契約の締結について」が追加提出をされました。これを追加日程第1及び追加日程第2として、日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号及び議案第31号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決しました。

----- . -----
追加日程第1. 議案第30号

追加日程第2. 議案第31号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第30号「令和2年度平生町一般会計補正予算」及び追加日程第2、議案第31号「工事請負契約の締結について」を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月8日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてただいまは、予算14件、条例9件、事件4件の議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

新年度におきましては、御議決を賜りました第五次平生町総合計画の将来像であります「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の具現化に向けて、第一歩を踏み出してまいります。新年度の予算テーマに掲げました「地域がひとが輝く魅力あるまちづくり」に、厳しい財政状況

ではございますが、英知を結集して取り組んでまいります。

合わせまして、新庁舎の建設がいよいよ本格化してまいります。去る16日には、起工式をとり行いまして、工期中の無事故祈願をさせていただきました。新庁舎は、本町防災のかなめとなる施設でありまして、町民の安全安心のために1日でも早い整備に取り組んでまいります。議会のこれまでの御協力に感謝申し上げますとともに、今後におきましても、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、予算1件、事件1件、人事案件2件でございます。

それでは、議案第30号及び議案第31号について御説明申し上げます。

議案第30号 令和2年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額100万円を増額いたしまして、予算総額は69億860万8,000円となるものであります。

補正予算の内容といたしましては増額補正と繰越明許費の2点であります。

8ページの新庁舎整備事業におきまして、皆様からお寄せいただきました寄附金が見込みから増加しており、積立金へ所要額を増額補正いたすものであります。

特定財源として寄附金を7ページに計上いたしております。

2点目は、4ページの繰越明許費であります。第五次平生町総合計画の印刷製本に要する経費を令和3年度に繰り越すものであります。また、経年劣化による湊の沖排水ポンプの改修に要する経費を令和3年度に繰り越すものであります。

以上で、議案第30号「令和2年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事「令和2年度 平生町防災行政無線機能強化工事」は、緊急時に住民への迅速かつ的確な情報伝達を行うための防災行政無線親局設備の改修工事であります。

工事の概要につきましては、多様化する防災情報の伝達手段をワンオペレーションで一括して伝達を可能とするシステムを導入するため、防災行政無線操作卓を更新する工事となります。

本工事につきましては、去る3月11日に入札を執行しましたところ、太陽通信株式会社が8,800万円で落札しました。契約につきましては、仮契約を3月19日に締結しております。当議案の工期につきましては、令和3年3月31日といたしておりますが、庁舎建てかえより防災行政無線設備を新庁舎へ移設する必要があるため、そのタイミングに合わせて改修工事を行うこととしており、完成は令和4年3月になるものでございます。

本工事は工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といた

しますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、議案第30号及び議案第31号の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。議案第30号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「工事請負契約の締結について」を起立により採決いたします。議案第31号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 同意第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第29、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、「令和2年度平生町一般会計補正予算」及び「工事請負契約の締結について」、御議決を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本町の固定資産評価審査委員会委員は3名にお願いいたしておりますが、このうち小島康司さんの任期が3月23日で満了となります。小島さんは、平成27年から現在まで2期6年間お勤めをいただいております、責任感も強く、心身ともに闊達で、引き続いての御活躍を賜りたいと存じますので、再度、選任いたしたいと存じます。

小島さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通された方でありまして、さらに愛町精神にも富んでおられることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定により、選任にあたり議会の同意を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、同意第1号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第30. 諮問第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第30、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任」について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努めるという重要な任務がございます。

本町の人権擁護委員は4名にお願いいたしておりますが、このうち五味洋子さんの任期が令和3年6月30日で満了となります。五味さんは、平成24年から現在まで3期9年間お勤めをいただいております。これまでの御活躍に鑑み、再度就任をお願いいたしましたが、御本人の辞意が固く、再任を望まない旨の申し出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任者につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、遠藤敦子さんを法務大臣に対して、候補者として推薦したいと存じます。

遠藤さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、長い教育現場での御経験から、人権教育関係にも精通された方でありまして、さらに人格、識見高く、広く社会の実情に通じておられますことから適任者であると判断をいたし、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、推薦にあたり議会の意見を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、諮問第1号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、異議の無い旨、回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって諮問第1号は、本案に対し、異議の無い旨、回答することに決しました。

日程第31. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第31、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和3年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩本 ひろ子

署名議員 細田 留美子